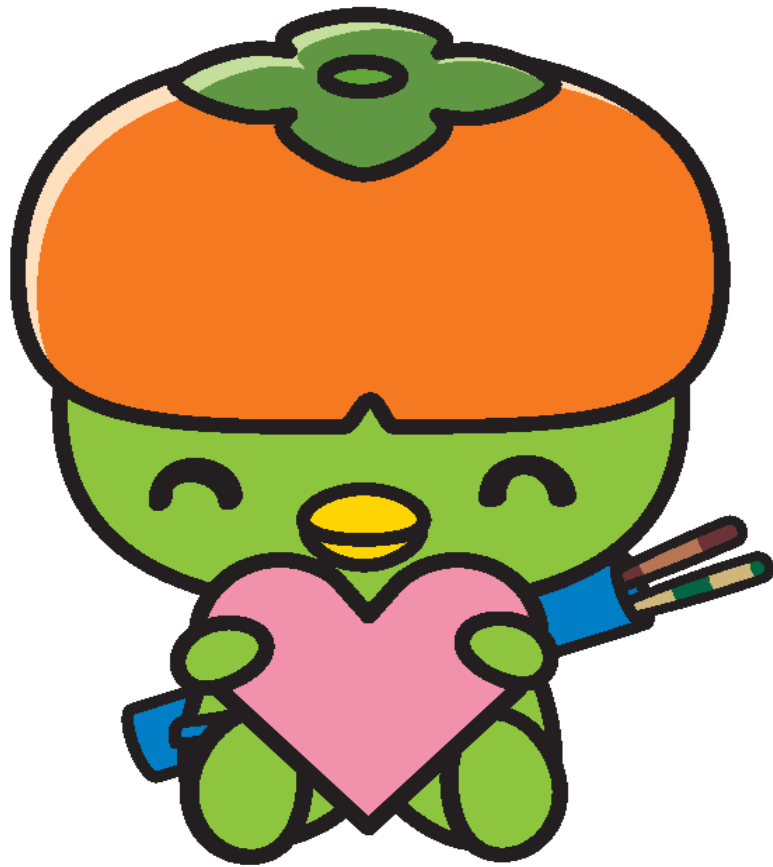


はし もと し  
橋 本 市

しょう ふくし  
障がい福祉のしおり



れいわ ねん がつ  
令和6年4月

はしもとしけんこうふくしぶふくしか  
橋本市健康福祉部福祉課



平成28年1月から、社会保障の行政手続きで、マイナンバー（個人番号）の利用が始まりました。

### 【マイナンバー（個人番号）の利用で必要なもの】

#### 本人が来所して手続きする場合

① 通知カード又はマイナンバーカード（個人番号カード）

② 本人確認の書類（提示時において、有効なもの）：A又はBのいずれかのもの

A：写真表示のあるもの（下記より1点）

個人番号カード、運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等

B：写真表示のないもの（下記より2点）

公的医療保険・介護保険の被保険者証、年金手帳、自立支援医療受給者証（精神通院・更生医療）、障害福祉サービス受給者証、地域生活支援事業受給者証、直近の生活保護受給証明書等

#### 本人が郵送で手続きする場合

※申請書等は、本人が記載し、個人番号を必ず記載してください。

※①・②の写しは、市が確認後に破棄します。

① 通知カード又はマイナンバーカード（個人番号カード）の写し

② 本人確認の書類の写し（提示時において、有効なもの）：A又はBのいずれかのもの

A：写真表示のあるもの（下記より1点）

個人番号カード、運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等

B：写真表示のないもの（下記より2点）

公的医療保険・介護保険の被保険者証、年金手帳、自立支援医療受給者証（精神通院・更生医療）、障害福祉サービス受給者証、地域生活支援事業受給者証、直近の生活保護受給証明書等

#### 本人の使者として申請書等を提出する場合（本人の意向により、本人が申請書等に個人番号を記入した上で、施設・医療機関・事業所の職員が、本人の使者として申請書等を提出する場合）

※施設等の職員は、個人番号を見ることのないよう、申請書等を封筒に入れる等の措置をした上で提出してください。

※施設等の職員は、本人に代わって申請書等に個人番号を記載することはできません。

※①・②の写しは、市が確認後に破棄します。

① 本人の通知カード又はマイナンバーカード（個人番号カード）の写し

② 本人の本人確認の書類の写し（提示時において、有効なもの）：A又はBのいずれかのもの

A：写真表示のあるもの（下記より1点）

個人番号カード、運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等

B：写真表示のないもの（下記より2点）

公的医療保険・介護保険の被保険者証、年金手帳、自立支援医療受給者証（精神通院・更生医療）、障害福祉サービス受給者証、地域生活支援事業受給者証、直近の生活保護受給証明書等

だいりにん らいしよ てつづ ばあい  
**代理人が来所して手続きする場合**

① 本人の通知カード又はマイナンバーカード（個人番号カード）※写し可

② 代理権の確認書類（提示時において、有効なもの）

※ 法定代理人（親権者、成年後見人等）の場合：戸籍謄本、審判書、登記事項証明書等

※ 法定代理人以外（家族、医療機関・事業所・施設職員等）の場合：委任状

③ 代理人の本人確認の書類（提示時において、有効なもの）：A又はBのいずれかのもの

※ 家族が手続きする場合も必要です。

A：写真表示のあるもの（下記より1点）

個人番号カード、運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等

B：写真表示のないもの（下記より2点）

公的医療保険・介護保険の被保険者証、年金手帳、自立支援医療受給者証（精神通院・更生医療）、障害福祉サービス受給者証、地域生活支援事業受給者証、直近の生活保護受給証明書等

だいりにん ゆうそう てつづ ばあい  
**代理人が郵送で手続きする場合**

※ 申請書等は、代理人が記載し、個人番号を必ず記載してください。

※ ①・③の写しは、市が確認後に破棄します。

① 本人の通知カード又はマイナンバーカード（個人番号カード）の写し

② 代理権の確認書類（提示時において、有効なもの）

※ 法定代理人（親権者、成年後見人等）の場合：戸籍謄本、審判書、登記事項証明書等

※ 法定代理人以外（家族、医療機関・事業所・施設職員等）の場合：委任状

③ 代理人の本人確認の書類の写し（提示時において、有効なもの）：A又はBのいずれかのもの

A：写真表示のあるもの（下記より1点）

個人番号カード、運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等

B：写真表示のないもの（下記より2点）

公的医療保険・介護保険の被保険者証、年金手帳、自立支援医療受給者証（精神通院・更生医療）、障害福祉サービス受給者証、地域生活支援事業受給者証、直近の生活保護受給証明書等

**通知カード**

個人番号 1234 5678 9012  
氏名 番号 花子

住所 ▽▽県□□市××町△番地の○

平成○○年○月○日生 性別 女  
発行日 平成28年 月 日



① 障がい者手帳

1. 身体障害者手帳

この手帳は、身体に障がいのある人に交付されるもので、その障がいの程度によつて1級（重度）から6級（軽度）までの区分があります。

障がい名は、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障がい、に大別されています。

(表面)

<b>身体障害者手帳</b>	
写真 たて 3 cm よこ 2.5 cm	和歌山県 第〇〇〇〇〇号 〇〇年〇〇月〇〇日 交付 氏名 福祉 〇太郎 生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日
旅客鉄道株式会社 旅客運賃減額	第〇種
バス割引運賃	〇〇〇
和歌山県	
身体障害者等級表による級別	〇級
(障害名) 体幹機能障害 (再認定期月) 〇〇年〇〇月	1
年 月 日 による再交付	
本人の欄	福祉事務所長 又は町村長印
橋本市〇〇〇〇丁目-△△	
(変更日 年 月 日)	
保護者の欄	氏名 続柄 住所

← 手帳の交付地及び番号 (裏面)

住 所	市福祉事務所長 又は町村長印
(変更日 年 月 日)	
(変更日 年 月 日)	
(変更日 年 月 日)	
証明の欄	
備考欄	
注 意 事 項	
1	
2	
3	
4	
5	

かくてつづ ほうほう  
各手続きの方法について

てつづ しゅるい 手続きの種類		てつづ ないよう 手続きの内容	てつづ ひつよう 手続きに必要なもの
しんきこうふ 新規交付		はじ てちようこうふ しんせい ばあい ・初めて手帳交付を申請する場合	しんだんしょ していようしき ・診断書 (指定様式) しゃしん まい たて よこ ・写真1枚 (縦3cm、横2.5cm) かん ・マイナンバーに関するもの
さい 再 交 付	とうきゆうへんこう 等級変更 および しょう めい 障がい名 つか 追加	げんざいこうふ てちよう じようたい ・現在交付されている手帳の状態より しょう けいげんまた かじゅう とうきゆう 障がい軽減又は加重し、等級が か かのうせい ばあい 変わる可能性がある場合 あら べつ しょう はつせい ばあい ・新たに別の障がいが発生した場合	しんたいしょうがいしゃてちよう ・身体障害者手帳 しんだんしょ していようしき ・診断書 (指定様式) しゃしん まい たて よこ ・写真1枚 (縦3cm、横2.5cm) かん ・マイナンバーに関するもの
	ふんしつ 紛失 および はそん 破損	てちよう ふんしつ はそん しょう ・手帳を紛失したり、破損して使用に た ばあい 耐えなくなった場合	しんたいしょうがいしゃてちよう ・身体障害者手帳 はそん ばあい (破損の場合) ふんしつとうとどげでしよ ふんしつ ばあい ・紛失等届出書 (紛失の場合) しゃしん まい たて よこ ・写真1枚 (縦3cm、横2.5cm)
さい にん てい 再 認 定		てちよう しょう めい らん きさい ・手帳の「障がい名」欄に記載されてい さいにんていきげつ じき とうらい ばあい る「再認定期月」時期が到来した場合 さいにんていきげつ てちよう ゆうこうきげん しめ ※「再認定期月」は、手帳の有効期限を示 じき していいし すものではなく、その時期に指定医師に さいにんてい よう しめ よる再認定を要するということを示し さいにんていきげつ きさい ひと ます。「再認定期月」が記載されている人 わかやまけん さいにんてい つうち とど は和歌山県から再認定の通知が届きま かなら てつづ すので、必ず手続きをしてください。	しんたいしょうがいしゃてちよう ・身体障害者手帳 しんだんしょ していようしき ・診断書 (指定様式) しゃしん まい たて よこ ・写真1枚 (縦3cm、横2.5cm) かん ・マイナンバーに関するもの
きさいじこうへんこう 記載事項変更	しめいへんこう 氏名変更	しめい か ばあい ・氏名が変わった場合	しんたいしょうがいしゃてちよう ・身体障害者手帳
	きよじゅうちへんこう 居住地変更	しな い てんきよ ばあい ・市内で転居した場合 しが い てんしゅつ ばあい てんしゅつさき ※市外へ転出する場合は、転出先の たんとうまどぐち てつづ 担当窓口で手続きをしてください。	しんたいしょうがいしゃてちよう ・身体障害者手帳
へん かん 返 還		しぼう ばあい ・死亡した場合 しょう じようたい きじゆん がいとう ・障がいの状態が基準に該当しなくな ばあい った場合	しんたいしょうがいしゃてちよう ・身体障害者手帳 たりよう しょう ※その他利用していた障が ふくしせいど い福祉制度にかかるもの

## 2. 療育手帳

この手帳は、知的障がいのある人に交付されるもので、その障がいの程度は、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）の区分があります。都道府県等の発行機関によって、区分の名称が異なる場合があります。その障がい程度の判定は、和歌山県障害児者サポートセンターにより行われます。

<b>写真</b> たて 3 cm よこ 2.5 cm		<b>療育手帳</b> 和歌山県 第 号 年 月 日交付 氏名 生年月日 年 月 日	
		旅客鉄道株式会社 旅客運賃減額 第 種 バス割引	
<b>和歌山県</b>		<b>県印影</b>	
本人の欄	住 所		性別
	(変更日 年 月 日)		
保 護	氏 名 ・ 電 話		続柄
	(変更日 年 月 日)		
者 の 欄	住 所		
	(変更日 年 月 日)		
判 定 の 記 録			
障害程度 (総合判定)	判定年月日	次期判定年月	
	判定機関		
	備 考		
年 月 日		による再交付	
証明の欄			
手帳の申請・相談窓口			

注 意 事 項		
てちょう こうふちおよび ほんごう 手帳の交付地及び番号		
2 相談所や病院、市町村役場、県振興局健康福祉部、保健所などへ相談や治療などに行かれるときは、かならずおもちになり、その記録をしてもらってください。		
3 手帳の中に書かれている本人又は保護者の住所、氏名に変更があったときは、すぐに市町村役場へ届けてください。		
4 保護者の記録欄には、本人の健康生活の面でのお気づきになった点を書きとめておいてください。		
5 この手帳の判定欄の「A」「B」の記号は、障害の程度を示すもので、「A1」は最重度、「A2」は重度、「B1」は中等度、「B2」は軽度を意味します。		
6 電車、バス、飛行機などの交通機関を割引運賃で使うときには、切符を買うときにこの手帳を提示するとともに、乗車中もかならずこの手帳をおもちください。		
7 手帳が使えなくなる場合がありますので判定の記録欄に記載された「次の判定年月」までに次のところの判定を受けてください。		
2009. 11 作成		
判定機関名	住 所	TEL・FAX
和歌山県 子ども・女性・障害者相談センター	和歌山市毛見 1437-218	TEL(073)445-7314 FAX(073)446-0036
和歌山県紀南児童相談所	田辺市新庄町 3353-9	TEL(0739)22-1588 FAX(0739)22-1917
保 護 者 の 記 録		
療育・相談の記録（医療・措置・教育等）		
年月日	事 項	取扱機関

かくてつづ ほうほう  
各手続きの方法について

てつづ しゅるい 手続きの種類	てつづ ないよう 手続きの内容	てつづ ひつよう 手続きに必要なもの
しんきこうふ 新規交付	<p>はじ てちようこうふ しんせい ばあい ・初めて手帳交付を申請する場合</p> <p>※和歌山県障害児者サポートセン ターによる判定が必要となりま す。</p>	<p>しんだんしょ していようしき (さいみまん ひと) ・診断書(指定様式) (18歳未満の人)</p> <p>そうだんちようさひよう (さいいじよう ひと) ・相談調査票 (18歳以上の人)</p> <p>そうだんひよう (さいみまん しんきしんせい ひと) ・相談票 (18歳未満で新規申請の 人)</p> <p>しゃしん まい たて (よこ よこ) ・写真1枚 (縦3 cm、横2.5 cm)</p> <p>・マイナンバーに関するもの</p>
こう しん 更新	<p>てちよう ほんてい きろく らん きさい ・手帳の「判定の記録」欄に記載さ れている「次期判定年月」時期が とうらい ばあい 到来した場合</p> <p>※療育手帳は、数年に一度、 和歌山県障害児者サポートセン ターによる判定を受け、障がい ていど みなお おこな ひつよう 程度の見直しを行う必要があります。 ます。</p> <p>※「次期判定年月」の前月の上 旬 までき ふくしか てつづ までに、福祉課にて手続きをして ください。</p>	<p>りよういくてちよう ・療育手帳</p> <p>しゃしん まい たて (よこ よこ) ・写真1枚 (縦3 cm、横2.5 cm)</p> <p>・マイナンバーに関するもの</p>
さい こう ふ 再交付	<p>てちよう ふんしつ ぼそん しょう ・手帳を紛失したり、破損して使用 にたえなくなった場合</p>	<p>りよういくてちよう ぼそん ばあい ・療育手帳 (破損の場合)</p> <p>しゃしん まい たて (よこ よこ) ・写真1枚 (縦3 cm、横2.5 cm)</p>
きさいじこうへんこう 記載事項変更	<p>しめい か ばあい ・氏名が変わった場合</p> <p>しなひ てんきよ ばあい ・市内での転居の場合</p> <p>ほごしゃ か ばあいてう ・保護者が変わった場合等</p> <p>※市外へ転出する場合は、転出先 のたんとうまどぐち てつづ の担当窓口で手続きをしてくだ さい。</p>	<p>りよういくてちよう ・療育手帳</p> <p>・マイナンバーに関するもの</p>
へん かん 返還	<p>しぼう ばあい ・死亡した場合</p> <p>わかやまけんしょうがいじしゃ ・和歌山県障害児者サポートセンタ ーの判定により該当しなくなっ た場合</p>	<p>りよういくてちよう ・療育手帳</p> <p>※その他利用していた障がい福祉 せいど 制度にかかるもの</p>



### 3. 精神障害者保健福祉手帳

この手帳は、精神障がいのある人に交付されるもので、障がいの程度によって1級、2級、3級の障がい等級の区分があります。

障がい等級の判定に当たっては、精神疾患の状態とそれに伴う生活能力の状態の両面から総合的に判定が行われます。

なお、その判定は、和歌山県精神保健福祉センターにより行われます。

<h2>障 害 者 手 帳</h2> <p>和 歌 山 県</p>	
<b>写真</b> たて 4 cm よこ 3 cm	氏名                      福祉    ○太郎
	生年月日                ○○年○○月○○日
	性別                      男
	住所                      橋本市    東家○丁目△ー□
	障害等級                2級
手帳番号                ○○○○	
交付日                    ○○年○○月○○日	
有効期限                ○○年○○月○○日	
(更新)                    年    月    日	
(更新)                    年    月    日	
(更新)                    年    月    日	
(更新)                    年    月    日	
和 歌 山 県	
[精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳]	
<b>備 考</b>	
1. 医療や生活などのことで相談したいときは、市町村役場、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所などに御相談ください。	
2. 住所や氏名が変わったときは、変更届を出してください。	
3. この手帳を万一なくしたりしたときは、再交付を申請してください。	
4. この手帳は、他人に譲ったり、貸したりすることはできません。	
5. 更新の申請は、有効期限の3か月前から市町村役場で行うことができます。	

← てちょう ばんごう  
手帳の番号

かくてつづ ほうほう  
各手続きの方法について

<p>てつづ しゅるい 種類</p>	<p>てつづ ないよう 手続きの内容</p>	<p>てつづ ひつよう 手続きに必要なもの</p>
<p>しんきこうふ 新規交付</p>	<p>はじ てちようこうふ しんせい ばあい ・初めて手帳交付を申請する場合 ※初診日から6カ月以上の経過が ひつよう 必要になります。 しんだんしよ てんぶ ばあい しょうがい ※診断書を添付する場合と障害 ねんきんしょうしよ せいしんしょうがい しきゅうじゆう 年金証書(精神障害を支給事由 とする年金)の写し等を添付する ばあい とお 場合の2通りあります。</p>	<p>しんだんしよ てんぶ ばあい 診断書を添付する場合 しんだんしよ せいしんしょうがいしやほけんふくしてちようよう ・診断書(精神障害者保健福祉手帳用) しゃしん まい たて よこ ・写真1枚(縦4cm、横3cm) ・マイナンバーに関するもの しょうがいねんきんしょうしよ うつ どう てんぶ ばあい 障害年金証書の写し等を添付する場合 しょうがいねんきんしょうしよ ・障害年金証書 ちよつきん ねんきんふりこみつうちしよ ・直近の年金振込通知書 しゃしん まい たて よこ ・写真1枚(縦4cm、横3cm) ・マイナンバーに関するもの</p>
<p>こう しん 更新</p>	<p>てちよう きさきい ゆうこうきげん ・手帳に記載されている「有効期限」 じき とうらい ばあい 時期が到来した場合 ゆうこうきげん こうしん ばあい ゆうこう ※有効期限を更新する場合は、有効 きげん かげつまえ おこな 期限の3カ月前から行えます。 しんだんしよ てんぶ ばあい しょうがい ※診断書を添付する場合と障害 ねんきんしょうしよ せいしんしょうがい しきゅうじゆう 年金証書(精神障害を支給事由 とする年金)の写し等を添付する ばあい とお 場合の2通りあります。</p>	<p>しんだんしよ てんぶ ばあい 診断書を添付する場合 せいしんしょうがいしやほけんふくしてちようよう ・精神障害者保健福祉手帳 しんだんしよ せいしんしょうがいしやほけんふくしてちようよう ・診断書(精神障害者保健福祉手帳用) しゃしん まい たて よこ ・写真1枚(縦4cm、横3cm) ・マイナンバーに関するもの</p>
<p>しょう とう 障がい等 きゆうへんこう 級変更</p>	<p>げんざいこうふ てちよう じようたい ・現在交付されている手帳の状態 しょう ていど けいげんまた より障がいの程度が軽減又は かじゆう とうきゆう か かのうせい 加重し、等級が変わる可能性があ る場合 しんだんしよ てんぶ ばあい しょうがい ※診断書を添付する場合と障害 ねんきんしょうしよ せいしんしょうがい しきゅうじゆう 年金証書(精神障害を支給事由 とする年金)の写し等を添付する ばあい とお 場合の2通りあります。</p>	<p>しょうがいねんきんしょうしよ うつ どう てんぶ ばあい 障害年金証書の写し等を添付する場合 せいしんしょうがいしやほけんふくしてちようよう ・精神障害者保健福祉手帳 しょうがいねんきんしょうしよ ・障害年金証書 ちよつきん ねんきんふりこみつうちしよ ・直近の年金振込通知書 しゃしん まい たて よこ ・写真1枚(縦4cm、横3cm) ・マイナンバーに関するもの</p>
<p>さいこうふ 再交付</p>	<p>おそん ぼそん ふんしつ しゃしんちようふ ・汚損、破損、紛失、写真貼付によ さいこうふ ばあい る再交付の場合</p>	<p>せいしんしょうがいしやほけんふくしてちようよう ふんしつ ばあい 精神障害者保健福祉手帳(紛失の場合 を除く) しゃしん まい たて よこ ・写真1枚(縦4cm、横3cm)</p>

てつづ しゅるい 種類 手続きの 種類	てつづ    ないよう 手続きの内容	てつづ    ひつよう 手続きに必要なもの
きさいじこう 記載事項  へんこう 変更  じゅうしょへんこう 住所変更	しめい    へんこう    ばあい ・氏名の変更の場合 けんないじゅうしょへんこう    ばあい ・県内住所変更の場合 わかやまけんがい    てんにゅう    ばあい ・和歌山県外からの転入の場合 ※市外へ転出する場合は、転出先 しがい    てんしゅつ    ばあい    てんしゅつさき の担当窓口で手続きをしてくださ たんとうまどぐち    てつづ い。	せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう ・精神障害者保健福祉手帳 しゃしん    まい    たて    よこ ・写真1枚（縦4cm、横3cm） しゃしん    わかやまけんがい    てんにゅう ※写真は、和歌山県外からの転入の ばあい    ひつよう 場合に必要です。 ・マイナンバーに関するもの
へん    かん 返   還	しぼう    ばあい ・死亡した場合 しょう    じょうたい    きじゆん    がいとう ・障がいの状態が基準に該当しな ばあい くなった場合	せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう ・精神障害者保健福祉手帳 ※その他利用していた障がい福祉制度 たりよう    しょう    ふくしせいど にかかもの

② 相談したいとき

※詳細は各機関等にお問い合わせください。

1. 相談機関

機関名	相談内容	問い合わせ先
<p>和歌山県 障害児者サポ ートセンター</p>	<p>【身体障害者更生相談所】 身体障がい者の更生相談 (更生医療・補装具・その他の相談) 【知的障害者更生相談所】 知的障がい者の相談</p> <p>医学的、心理学的、職能的な専門分野の 判定及び更生相談を行い、適時に各地で 巡回相談を実施します。</p> <p>相談日時：月～金曜の9時～17時45分</p>	<p>和歌山市毛見1437-218 【電話】 073-445-7314 【FAX】 073-446-0036</p>
	<p>【高次脳機能障害相談窓口】 脳血管疾患や頭部外傷などの原因により 脳に損傷を受け、言語や記憶などの機能に 障がいを持つ人やその家族などからの相談</p> <p>相談日時：月～金曜の9時～17時45分</p>	<p>和歌山市毛見1437-218 【電話】 073-441-7070</p>
<p>和歌山県精神保 健福祉センター</p>	<p>【こころの電話相談】 精神疾患、アルコール問題、ひきこもり等 こころの健康に関する電話相談</p> <p>相談日時：月～金曜の9時半～16時</p>	<p>和歌山市手平2-1-2 和歌山ビッグ愛2階 【電話】 073-435-5192</p>
	<p>【ひきこもり相談電話 いっぽライン】 社会的ひきこもりの問題を抱える本人や その家族等の相談</p> <p>相談日時：月～金曜の9時～17時45分</p>	<p>和歌山市手平2-1-2 和歌山ビッグ愛2階 【電話】 073-424-1713</p>
<p>和歌山県発達障 害者支援センタ ーポラリス</p>	<p>自閉症、アスペルガー症候群、その他の 広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動 性障害等の発達障がい児(者)に関する 療育支援等の相談</p> <p>相談日時：月～金曜の10時～16時</p>	<p>和歌山市今福3-5-41 愛徳医療福祉センター内 【電話】 073-413-3200</p>

<small>きかんめい</small> 機関名	<small>そうだんないよう</small> 相談内容	<small>とあさき</small> 問い合わせ先
<small>わかやまけんなん</small> 和歌山県難 <small>びょうこほ</small> 病・子ども保 <small>けんそうだんしえん</small> 健相談支援セ <small>んたー</small> ンター	<small>なんびょうかんじゃ ちょうきりょうようじ かぞく</small> 難病患者や長期療養児そしてその家族が <small>ちいき せいかつ ほけん ふくし せんもんてき</small> 地域で生活できるよう保健・福祉の専門的な <small>そうだん</small> 相談 <small>そうだんにちじ げつ きんよう じ じ ふん</small> 相談日時：月～金曜の9時～17時45分	<small>わかやましきみいでら</small> 和歌山市紀三井寺811-1 <small>わかやまけんりつい かだいがくふぞく</small> 和歌山県立医科大学附属 <small>びょういんない</small> 病院内 <small>でんわ</small> <b>【電話】</b> 073-445-0520
<small>はしもとほけんしょ</small> 橋本保健所	<small>そうだん</small> <b>【こころの相談】</b> <small>びょうき なや</small> こころの病気やひきこもりなどで悩まれて <small>ひと かぞく そうだん ややくせい</small> いる人やその家族の相談（予約制）	<small>はしもとこうやぐちちょうなごそ</small> 橋本市高野口町名古屋927 <small>でんわ</small> <b>【電話】</b> 0736-42-5440

## 2. 身体障がい者相談員

身体障がい者の身近な問題について様々な相談に応じるとともに、地域活動の中心となって活動しています。

任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日

	住 所	氏 名	電 話 番 号
視覚	高野口町応其	稲田 佳紀	090-4279-9492
視覚	隅田町下兵庫	伊藤 千代子	0736-33-5880
聴覚	高野口町名古屋	土井 敏敬	0736-42-2090 (FAX)
聴覚	高野口町伏原	恩地 彰子	0736-43-0135 (FAX)
聴覚	高野口町名倉	瀧口 清美	0736-42-2180 (FAX兼用)
肢体	高野口町伏原	西井 幸男	0736-43-0934
肢体	岸上	堀川 卓己	0736-33-0308
肢体	みゆき台	大谷 福幸	080-5313-4059
内部	東家四丁目	東谷 和枝	0736-32-9162 (FAX兼用)

## 3. 知的障がい者相談員

知的障がい者の身近な問題について様々な相談に応じるとともに、地域活動の中心となって活動しています。

任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日

	住 所	氏 名	電 話 番 号
	高野口町大野	藤原 義久	0736-43-1834 (FAX兼用)
	高野口町応其	山本 紀子	0736-42-0245 (FAX兼用)
	高野口町伏原	大西 貴久江	0736-42-0748
	高野口町応其	西本 伊津子	0736-42-2709

#### 4. 民生委員・児童委員

地域において福祉事務所などの関係機関の業務に協力し、相談・指導活動に従事しています。該当地区の担当民生委員・児童委員を知りたい人は、福祉課までお問い合わせください。

#### 5. 基幹相談支援センター事業

基幹相談支援センターは、障がいのある人が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、困っていることや不安に思っていることなど、様々な相談に応じます。

センターには、専門の資格を持った職員を配置しておりますので、障がいのある人だけではなく、家族や友人など、誰でも無料で利用できる身近な相談窓口です。

##### 【相談日時】

月～金曜の9時～17時（祝日及び年末年始を除く。）

##### 【問い合わせ先】

相談機関	電話番号・場所
橋本・伊都地域基幹相談支援センター (委託先: 特定非営利活動法人 よつ葉 福祉会) 担当 井邊	所在地：東家一丁目3番1号 (保健福祉センター内) 電話：0736-33-1910 FAX：0736-33-1911

#### 6. 障がい者相談支援事業

身体障がい、知的障がい、精神障がいの種別にかかわらず、障がいのある人やその家族等が抱えるさまざまな悩み、困りごとについて、相談に応じ、必要な情報提供をします。

この事業は、橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町が共同で2つの法人に委託して実施しておりますので、詳細は以下の所にお問い合わせください。

##### 【相談日時】

月～金曜の9時～17時（祝日及び年末年始を除く。）

##### 【問い合わせ先】

橋本・伊都障がい者相談支援センター  
所在地：橋本市東家一丁目3番1号 橋本市保健福祉センター内  
電話：0736-33-1910 FAX：0736-33-1911

とくていひえいりかつどうほうじん ぼふくしかい く おうえん  
 特定非営利活動法人 よつ葉福祉会 暮らし応援センター シアフル  
 (担当 たんとう みよし むかい 三好・向井)

しよざいち ちようさや  
 所在地：かつらぎ町佐野847-4

でんわ  
 電話：0736-22-3281

けいたい  
 携帯：080-8517-1197

ふあくす  
 FAX：0736-23-3811

しゃかいふくしほうじん しゅんけいかい しょう しゃちいきせいかつそうだん せん たー  
 社会福祉法人 筭憩会 障がい者地域生活相談センター  
 (担当 たんとう ながはし おがわ 永橋・小川)

しよざいち  
 所在地：橋本市野560-6

でんわ  
 電話：0736-32-3813

けいたい  
 携帯：080-8008-4927

ふあくす  
 FAX：0736-26-7713

## 7. 障がい者就業・生活支援センター

はしもと いとけんいきざいじゅう しんたい ちてき せいしん はったつ しょう しゅうしょく  
 橋本・伊都圏域在住で、身体・知的・精神・発達などの障がいがあり、「なかなか就職  
 できない。」「すぐに辞めてしまう。」などの悩みのある人が、地域で安心して働き、自立  
 した生活を送るために、関係機関と連携して支援が行われます。

しょうさい い か ところ と あ  
 詳細は以下の所にお問い合わせください。

### 【相談日時】

げつ きんよう じ じ しゅくじつおよ ねんまつねんし のぞ  
 月～金曜の9時～17時（祝日及び年末年始を除く。）

### 【問い合わせ先】

い としょう しゃしゅうぎょう せいかつしえん  
 伊都障がい者就業・生活支援センター

しよざいち はしもとしとうげいつちようめ ほん ごう はしもとしほけんふくし ない  
 所在地：橋本市東家一丁目3番1号 橋本市保健福祉センター内

でんわ ふあくす  
 電話：0736-33-1913 FAX：0736-33-1914



### ③ 補装具費の支給

身体障害者手帳に記載されている障がい者を補うため、補装具の購入又は修理費用の一部を支給します。また、難病患者の方も対象となる場合があります。

補装具の種類によって対象者や基準額が定められています。

なお、戦傷病者特別援護法、労働者災害補償保険法及び介護保険法で、同じ内容の用品が購入又は貸与の対象となる場合は、支給を受けられないことがあります。

※本人又は世帯員（本人が18歳以上の場合は配偶者を含む。）のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合は、支給対象外になります。

#### 【補装具の種類】

障がいの区分	補装具の種類 (種類ごとに耐用年数が定められています。)
肢体不自由	義肢(義手、義足)、装具(上肢、下肢等)、座位保持装置等
	車いす、電動車いす、歩行器等
	歩行補助つえ(ロフトランド・クラッチ、多脚つえ、松葉づえ等)
視覚障がい	眼鏡(矯正、遮光、弱視)、コンタクトレンズ
	義眼、視覚障がい者用安全つえ等
聴覚障がい	補聴器(高度難聴用、重度難聴用等)、人工内耳用音声信号処理装置の修理
重度の両上下肢及び音声・言語機能障がい	重度障がい者用意思伝達装置

【手続きの流れ】※購入前に、必ず福祉課へ相談してください。

① 市に登録した補装具業者が作成した対象となる補装具の見積書、身体障害者手帳(又は難病の病名等がわかるもの)、マイナンバーに関するものを持って、福祉課で申請してください。

補装具の種類によって、巡回相談による判定等が必要となります。

② 申請者に補装具費支給決定通知書を見積書を作成した補装具業者に補装具費支給券を福祉課から送付します。

② 補装具を受け取られた際は、決定通知書記載の自己負担額を補装具業者にお支払いください。

ふたんじょうげんげつがく  
【負担上限月額】

ひょうふたん げんそく わりふたん かき ふたんじょうげんげつがく せってい  
費用負担は、原則1割負担ですが、下記のとおり、負担上限月額が設定されます。

しよとくくぶん 所得区分	せたい かぜいじょうきょう 世帯の課税状況	ふたんじょうげんげつがく 負担上限月額
せいかつほご 生活保護	せいかつほごせたい 生活保護世帯	えん 0円
ていしよとく 低所得	しみんぜいひかぜいせたい 市民税非課税世帯	えん 0円
いっばん 一般	しみんぜいかぜいせたい 市民税課税世帯	えん 37,200円

したんどくほじょじぎょう  
市単独補助事業

かき ばあい じこふたながく ほじょ  
下記の場合は、自己負担額を補助します。

- しょうじ さいみまん しきゅう ぞく せたい しみんぜいきんとうわり かぜい  
障がい児（18歳未満）への支給については、その属する世帯が、市民税均等割のみ課税世帯である場合

#### ④ 日常生活用具の給付

在宅で生活している身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳が交付された人に、日常生活用具を給付します。平成30年4月から難病患者も対象になりました。

別表の種目ごとに、対象者や基準単価が定められていますので、この範囲内での給付となります。また、用具によって耐用年数があり、その期間を経過していないときは、原則として再給付できません。

用具にかかる費用の1割が原則自己負担となり、同一世帯員の収入等に応じて自己負担の月額負担上限額が設定されます。

ただし、本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合は、給付対象外になります。

なお、介護保険制度で同じ内容の用具がある場合は、介護保険制度での用具の貸与・購入が優先します。

【月額負担上限額】 次のとおり、月額負担上限額が設定されます。

所得区分	世帯の課税状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般	市民税課税世帯	37,200円

【手続きの流れ】 ※購入前に、必ず福祉課へ相談してください。

- 用具の見積書（事前に希望する業者に作成の依頼をしてください。）、各障がい者手帳、用具の詳細が分かるパンフレット、マイナンバーに関するものを用意して、福祉課で申請してください。用具によっては、医師の意見書が必要になる場合もあります。
- 申請者に日常生活用具給付決定通知書を、見積業者に日常生活用具給付券を福祉課から送付します。
- 見積業者から用具を受け取られた際は、決定通知書に記載されている自己負担額をお支払ってください。また、基準単価を超える場合は、その差額もお支払ってください。

#### 市単独補助事業

排泄管理支援用具の給付に限り、下記の場合に自己負担額を補助します。

- 障がい児（18歳未満）への給付については、その属する世帯が、市民税均等割のみ課税世帯である場合

にちじょうせいかつようぐこうふひんもく  
日常生活用具交付品目

	しゅもく 種目	たいしょうしゃ 対象者	せいとう 性能等	きじゆんたんか 基準単価 (円)	たいよう 耐用 ねんすう 年数
かいご ・ くんれん しえん ようぐ 訓練 支 援 用 具	とくしゆしんだい 特殊寝台	か し も たいかん き のうしやう 下肢若しくは体幹機能障が い2級以上の身体障がい者 または、寝たきり状態にある 難病患者等	うで あしとう くんれん 腕・脚等の訓練が できる器具を備 え、原則として障 がい者等の頭部及 び脚部の傾斜角度 が個別に調整で きる機能を有する もの	154,000	ねん 8年
	とくしゆ 特殊マット	か し も たいかん き のうしやう 下肢若しくは体幹機能障が い1級の身体障がい者 または、寝たきり状態にある 難病患者等	じよくそうの防止 又は失禁等による 汚染又は消耗を 防止できる機能を 有するもの	19,600	ねん 5年
	とくしゆにようき 特殊尿器	か し も たいかん き のうしやう 下肢若しくは体幹機能障が い1級の身体障がい者 または、自力で排尿できない 難病患者等	によう じどうてき 尿が自動的に 吸引されるもの で、障がい者等及 び介護者が容易に 使用し得るもの	67,000	ねん 5年
	にゆうよくたんか 入浴担架	か し また たいかん き のうしやう 下肢又は体幹機能障がい2 級以上で3歳以上の身体障 がい者	かいごしゃ しょう 介護者が障がい 者等を担架に乗せ たままリフト装置 により入浴させ るのに容易に使用 し得るもの	82,400	ねん 5年
	たいいへんかんき 体位変換器	か し も たいかん き のうしやう 下肢若しくは体幹機能障が い2級以上で3歳以上の身体 障がい者 または、寝たきり状態にある 難病患者等	かいごしゃ しょう 介護者が障がい 者等の体位を変換 させるのに容易に 使用し得るもの	15,000	ねん 5年

	しゅもく 種目	たいしょうしゃ 対象者	せいとう 性能等	きじゅんたんか 基準単価 （円）	たいよう 耐用 ねんすう 年数
	いどうよう 移動用リフト	か し も たいかんきのうしょう 下肢若しくは体幹機能障が い2級以上で3歳以上の身体 障がい者 また か し も たいかんきのう 又は、下肢若しくは体幹機能 に障がいを有する難病 患者等	かいごしゃ しょう 介護者が障がい 者等を移動させる に当たって、容易 に使用し得るもの （ただし、天井走 行型その他住宅 改修を伴うもの を除く。）	159,000	ねん 4年
	くんれん 訓練いす(児童のみ)	か し また たいかんきのうしょう 下肢又は体幹機能障がい 1 級で、原則として3歳以上18 歳未満の身体障がい者	げんそく ふぞく 原則として附属の テーブルを付ける ものとする。	33,100	ねん 5年
	くんれんよう 訓練用ベッド (児童・難病患者等)	か し も たいかんきのうしょう 下肢若しくは体幹機能障が い2級以上で、原則として3 歳以上18歳未満の身体障が い者 また か し も たいかんきのう 又は、下肢若しくは体幹機能 に障がいを有する難病 患者等	うでまた あし くんれん 腕又は脚の訓練が できる器具を備え たもの	159,200	ねん 8年
じりつせいかつしえんようぐ 自立生活支援用具	にゅうよくほじょうようぐ 入浴補助用具	か し も たいかんきのうしょう 下肢若しくは体幹機能障が いを有し、入浴に介助を要 する者で原則として3歳以上 の身体障がい者 また にゅうよく かいじょ しょう 又は、入浴に介助を要する 難病患者等	にゅうよくじ いどう 入浴時の移動、 ざい ほじょく しょう 座位の保持、浴槽 への入水等を 補助でき、障がい 者等及び介助者が 容易に使用し得る もの(ただし、設置 に当たり住宅改 修を伴うものを 除く。)	90,000	ねん 8年

しゅもく 種目	たいしょうしゃ 対象者	せいとう 性能等	きじゅんたんか 基準単価 えん (円)	たいよう 耐用 ねんすう 年数
べんき 便器	か し も たいかんきのうしょう 下肢若しくは体幹機能障が い2級以上の身体障がい者 また じょうじかいご よう 又は、常時介護を要する なんびょうかんじゃとう 難病患者等	こしかけべんきとう わしき 腰掛便器等(和式 べんき うえ おいて 便器の上に置いて こしかけしき へんかん 腰掛式に変換する もの、便座の上に おいて高さを補う もの、居室での 利用が可能で移動 可能なもの等)障 がい者等が容易に 使用しうるもの (ただし、取替え に当たり住宅 改修を伴うもの を除く。)	4,450 (便器に て 手すり を付け た場合 は 5,400)	ねん 8年
いどう いじょうしえんようぐ 移動・移乗支援用具	へいこうきのうも か し も 平衡機能若しくは下肢若 しくは体幹機能障がいをも し、移動等に介護を必要とす る3歳以上の身体障がい者 また か し しょう 又は、下肢に障がいをも する難病患者等	おおむね次のよう な性能を有する手 すり、スロープ等 であること。 1. 障がい者等の 身体機能の 状態を十分踏ま えたものであつ て、必要な強度と 安定性を有するも の 2. 転倒防止、立 ち上がり動作の 補助、段差を解消 するもの等(ただ し、設置に当たり 住宅改修を伴 うものを除く。)	60,000	ねん 8年

しゅもく 種目	たいしょうしゃ 対象者	せいとう 性能等	きじゅんたんか 基準単価 （円）	たいよう 耐用 ねんすう 年数
とうぶほごぼう 頭部保護帽	へいこうきのうも かしも 平衡機能若しくは下肢若し くは体幹機能障がい有す る身体障がい者 または、てんかんのほっさとう り、頻繁に転倒する療育 てちょうも せいしんしょうがいしゃ 手帳若しくは精神障害者 ほけんふくしてちょう しょじもの 保健福祉手帳を所持する者	ヘルメット型で、 てんとう さいしょう 転倒の際に障がい 者の頭部を保護 できる性能を有す る次に掲げるもの 1. スポンジ、革 を主材料に製作 したもの 2. スポンジ、革、 プラスチックを 主材料に製作し たもの	12,160	3年 ねん
とくしゅべんき 特殊便器	じょうししょう きゅういじょう しん 上肢障がい 2級以上の身 体障がい者又は上肢機能に しょう ゆう なんびょうかんじや 障がい有する難病患者 とう 等	あしふ とう 足踏みペダル等に おんすいおんぶう だ て温水温風を出し えるもので、障がい 者等及び介護者 が容易に使用し得 るもの(ただし、取 替に当たり住 宅改修を伴うも のを除く。)	151,200	8年 ねん
かさいけいほうき 火災警報器	かさいはつせい かんち ひなん こんなん 火災発生の感知・避難が困難 な次に該当する者で、障がい 者のみの世帯及びこれに じゅん せたい 準ずる世帯 しんたいしょうがいしゃてちょう きゅういじょう ・身体障害者手帳2級以上 りょういくてちょうじゅうど ・療育手帳重度 せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう ・精神障害者保健福祉手帳1 きゅう 級 なんびょうかんじやとう ・難病患者等	しつない かさい けむり 室内の火災を煙 また ねつ かんち 又は熱により感知 し、音又は光を はっ おくがい けいほう 発し屋外にも警報 ブザー等で知らせ うるもの	15,500	8年 ねん
じどうしょうかき 自動消火器	しつないおんど いじょう 室内温度の異常 じょうしょうまた ほのお 上昇又は炎の せつしよく じどうてき 接触で自動的に しょうかえき ふんしゃ 消化液を噴射し、 しよきかさい しょうか 初期火災を消火 うるもの	しつないおんど いじょう 室内温度の異常 じょうしょうまた ほのお 上昇又は炎の せつしよく じどうてき 接触で自動的に しょうかえき ふんしゃ 消化液を噴射し、 しよきかさい しょうか 初期火災を消火 うるもの	28,700	8年 ねん

	しゅもく 種目	たいしょうしゃ 対象者	せいのおとう 性能等	きじゅんたんか 基準単価 えん (円)	たいよう 耐用 ねんすう 年数
	でんじちようりき 電磁調理器 (おんせい 音声ガイド付き)	しかくしょう 視覚障がい2級以上の身体 しょう 障がい者	しょう 障がい者等が ようい 容易に使用し得る もの	41,000	ねん 6年
	ほこう じかん えんちよう しんごう 歩行時間延長信号 きようこがたそうしんき 機用小型送信機	しかくしょう 視覚障がい2級以上の身体 しょう 障がい者	しょう 障がい者等が ようい 容易に使用し得る もの	7,000	ねん 10年
	ちようかくしょう 聴覚障がい者用 おくないしんごうそうち 屋内信号装置	ちようかくしょう 聴覚障がい2級以上の しんたいしょう 身体障がい者	おと おんせいとう 音、音声等を視覚、 しよつかくとう 触覚等により ちかく 知覚できるもの	87,400	ねん 10年
	とうせきえきかおんき 透析液加温器	ぞうきのうしょう じん臓機能障がい3級以上 しんたいしょう の身体障がい者	とうせきえき かおん 透析液を加温し、 いっぺい おんど たも 一定の温度に保つ もの	51,500	ねん 5年
	ネブライザー (きゆうにゆうき 吸入器)	こきゆうききのうしょう 呼吸器機能障がい3級以上 もしくはいし いけんしよ 若しくは医師の意見書によ って必要と認められる身体 しょう 障がい3級以上の身体障 がい者	しょう 障がい者等が ようい 容易に使用し得る もの	36,000	ねん 5年
	でんきしき 電気式たん吸引器	また 又は、呼吸器機能に障がい ゆう なんびようかんじゃとう を有する難病患者等		56,400	
	でんきしき 電気式たん吸引器・ ネブライザー りようようきぐ 両用器具			71,000	
ざいたくりようとうしえんようぐ 在宅療養等支援用具	さんそ 酸素ボンベ運搬車	ざいたくさんそりようほうしゃ 在宅酸素療法者	しょう 障がい者等が ようい 容易に使用し得る もの	17,000	ねん 10年
	しかくしょう 視覚障がい者用 たいおんけい おんせいしき 体温計(音声式)	しかくしょう 視覚障がい2級以上の身体 しょう 障がい者	しょう 障がい者等が ようい 容易に使用し得る もの	9,000	ねん 5年
	しかくしょう 視覚障がい者用 たいじゆうけい 体重計			18,000	ねん 5年
	どうみやくけつちゆうさんそほうわ 動脈血中酸素飽和 どそくていき 度測定器 (パルスオキシメー ター)	じんこうこきゆうき 人工呼吸器の装着が必要な なんびようかんじゃとう 難病患者等	しょう 障がい者等が、 かんい どうみやく さんそ 簡易に動脈の酸素 ほうわのうど そくてい 飽和濃度を測定し、 しんばいきのう じょうじ 心肺機能が常時 せいじょう 正常であるか かくにん 確認できるもの	157,500	ねん 6年



	しゅもく 種目	たいしょうしゃ 対象者	せいのうとう 性能等	きじゆんたんか 基準単価 えん (円)	たいよう 耐用 ねんすう 年数
情報・意思疎通支援用具 じょうほう いしそつうしえん ようぐ	けいたいようかいわほじょそうち 携帯用会話補助装置	おんせいげんごきのうしょうも 音声言語機能障がい若しくは したいふじゆうまたりょういくてちょう は肢体不自由又は療育手帳 はんでいじゆうどいじょう の判定が重度以上であって、 はつせいほつごいちじるしょう 発声発語に著しい障がい ゆうしんたいしょうしゃ を有する身体障がい者	けいたいしきことば 携帯式で、言葉を おんせいまたぶんしょう 音声又は文章に へんかんきのうゆう 変換する機能を有 し、障がい者等が よういしょうう 容易に使用し得る もの	98,800	ねん 5年
	じょうほうつうしんしえんようぐ 情報・通信支援用具	じょうしきのうしょう 上肢機能障がい2級以上又 しかくしょう は視覚障がい2級以上の しんたいしょうしゃ 身体障がい者	じょうしきのうしょう 上肢機能障がい しゃまたしかくしょう 者又は視覚障が い者に対応したパ ーソナルコンピュ ーター周辺機器 およびアプリケーション ソフト等(パ ーソナルコンピュ ーターの本体価格 は含まない。)	100,000	ねん 6年
	てんじ 点字ディスプレイ	しかくしょう 視覚障がい2級以上及び ちようかくしょう 聴覚障がい2級以上の しんたいしょうしゃ 身体障がい者	もじとう 文字等のコンピュ ーターの画面情報 を点字等により示 すことのできるも の	383,500	ねん 6年
	てんじき 点字器	しかくしょう 視覚障がいを有する身体 障がい者	てんじう 点字を打つための ようぐてんじようし 用具で、点字用紙 を挟んで固定する 板と定規と点筆を 組み合わせて使用 するもの	10,400	ねん 5年
	てんじ 点字タイプライター	しかくしょう 視覚障がいを有する身体 障がい者	しょうしゃとう 障がい者等が よういしょうう 容易に使用し得る もの	63,100	ねん 5年

しゅもく 種目		たいしょうしゃ 対象者	せいとう 性能等	きじゆんたんか 基準単価 えん (円)	たいよう 耐用 ねんすう 年数
しかくしょう 視覚障がい者用ポ ータブル レコーダ ー	ろくおん 録音 さいせいき 再生機	しかくしょう 視覚障がい2級以上の身体 しょう 障がい者	おんせいとう 音声等により操作 ボタンが知覚又は にんしき 認識でき、かつ、 ほうしき DAISY方式による ろくおんなら とうがい 録音並びに当該 ほうしき 方式により記録さ れた図書の再生が かのう 可能な製品であつ て、しょう 障がい者等が ようい 容易に使用し得る もの	85,000	ねん 6年
	さいせいせん 再生専 ようき 用機			48,000	ねん 6年
しかくしょう 視覚障がい者用テ ープレコーダー		しかくしょう 視覚障がい2級以上の身体 しょう 障がい者	しょう 障がい者等が ようい 容易に使用し得る もの	23,000	ねん 5年
しかくしょう 視覚障がい者用活 字文書読上げ装置		しかくしょう 視覚障がい2級以上の身体 しょう 障がい者	も じじょうほう 文字情報と同一 しめんじょう 紙面上に記載さ れた当該文字情 報を暗号化した じょうほう 情報(SPコード) よ を読み取り、おんせい 信号に変換して しゅつりょく 出力する機能を ゆう 有するもので、しょう 障がい者等が容易に しょう 使用し得るもの	99,800	ねん 6年
しかくしょう 視覚障がい者用拡 大読書器		しかくしょう 視覚障がい者を有する身体 しょう 障がい者	がぞうにゆうりょく 画像入力装置に いんさつぶつとう 印刷物等の読みた いものを置くこと で、ようい 容易に拡大さ れた文字等の画像 をモニターに映し だ 出せるもの	198,000	ねん 8年

しゅもく 種目		たいしょうしゃ 対象者	せいとう 性能等	きじゅんたんか 基準単価 えん (円)	たいよう 耐用 ねんすう 年数
しかくしょう 視覚障がい しゃようと 者用時計 けい計	しよくどく 触読	しかくしょう 視覚障がい きゅういじょう 2級以上の身体 しょう 障がい者	しょう 障がい者等が ようい 容易に使用し得る もの	10,300	ねん 10年
	おんせい 音声			13,300	ねん 10年
しかくしょう 視覚障がい者用 おんせい 音声ICタグレコーダ ー		しかくしょう 視覚障がい きゅういじょう 2級以上の身体 しょう 障がい者	とりつけた IC タグからその物品等の名称や情報を音声にて再生が可能な製品であつて、障がい者等が容易に使用し得るもの	59,800	ねん 10年
てんじとしよ 点字図書		しかくしょう 視覚障がいを有する身体 しょう 障がい者(年間6タイトル又は24巻を限度とする。)	てんじ 点字により作成された図書(ただし、げっかん 月刊や週刊等で発行される雑誌をのぞ 除く。)で年間6タイトル又は24巻		
ちようかくしょう 聴覚障がい者用 つうしんそうち 通信装置(FAX)		ちようかくしょう 聴覚障がいを有する身体 しょう 障がい者	いっばん 一般の電話に接続することができ、おんせい 音声の代わりに、もじとう 文字等により通信が可能な機器であり、しょう 障がい者等がようい 容易に使用し得るもの	35,000	ねん 5年

しゅもく 種目	たいしょうしゃ 対象者	せいとう 性能等	きじゅんたんか 基準単価 （円）	たいよう 耐用 ねんすう 年数
ちょうかくしょう しゃよう 聴覚障がい者用 じょうほうじゅしんそうち 情報受信装置	ちょうかくしょう ゆう しんたい 聴覚障がいを有する身体 しょう しゃ 障がい者	えいぞう じまくおよ 映像、字幕及び しゅわつやくつ 手話通訳付きの ちょうかくしょう しゃよう 聴覚障がい者用 ばんぐみなら さいがいじ 番組並びに災害時 の聴覚障がい者 ちょうかくしょう しゃ 向け緊急信号を む きんきゆうしんごう 受信するもので、 しょう しゃとう 障がい者等が ようい しょう う 容易に使用し得る もの	88,900	ねん 6年
じんこうこうとう 人工喉頭	こうとうてきしゅつ しんたいしょう 喉頭摘出した身体障がい しゃ 者	がく か ぶとう 顎下部等にあてた でんどういた くどう 電動板を駆動さ せ けいひてき おんげん せ、経皮的に音源 こうこうない みちび を口腔内に導き こうおんか 構音化するもの	70,100	ねん 5年
じんこうないじようでんち 人工内耳用電池	げん じんこうないじ そうよう 現に人工内耳を装用してい る 18歳以下(18歳の者にあつ さいい か さい もの ては 18歳に達した日の属す ねんど まつじつ る年度の末日まで)の ちょうかくしょう じ 聴覚障がい児	じんこう ないじ たい がいぶ 人工内耳体外部 そうち さどう 装置を作動させる でんち じんこうないじ 電池で、人工内耳 を装用している ちょうかくしょう じ 聴覚障がい児が ようい しょう う 容易に使用し得る もの。ただし、 じゅうでんち ふうき 充電電池と空気 あえんでんち へいきゅう 亜鉛電池の併給 ふか は不可。	じゅうでんち 充電電池 （充 でんき 電器を ふく 含む。） かたみみ あ 片耳当 たり 30,000 くうきあ 空気亜 えんでんち 鉛電池 かたみみ あ 片耳当 たり 2,500/ つき 月	ねん 3年

	しゅもく 種目	たいしょうしゃ 対象者	せいのうとう 性能等	きじゅんたんか 基準単価 えん (円)	たいよう 耐用 ねんすう 年数
	じんこうないじたいがいぶそうち 人工内耳体外部装置 (スピーチプロセッ サ)	<p>みんかんほけん や いりょうほけんとう 民間保険 や 医療保険等 の きゅうふせいど りょう ほんそうち 給付制度を利用して本装置 の かいが できないと はんだん 買換えができないと判断 された げん じんこうないじ そうよう 現に人工内耳を 装用 し 装置装用後5年間を 経過し た さいい か (さいい もの 18歳以下(18歳の者)にあつ ては さいい たつ ひ ぞく 18歳に達した日の属す る ねんど まつじつ 年度の 末日 まで) の ちようかくしやう じ 聴覚障がい児。 ただし、ほんにん こい かしつ 本人の故意・過失に よる はんそん だいたひん こうにゆう 破損、代替品の購入を りゆう ぼあい のぞ 理由とする場合を除く。</p>	<p>げん そうよう じんこう 現に装用する人工 ないじ おんせいとう 内耳に 音声等を でんきしんごう へんかん 電気信号に変換し て 送 信 する 機能 を ゆう 有 する もの で、 ちようかくしやう じ 聴覚障がい児が ようい しやう 容易に使用できる もの</p>	かたみみ あ 片耳当 たり 200,000	ねん 5年
はいせつかんりしえんようぐ 排泄管理支援用具	<p>そうぐ ひ ふ ストーマ装具(皮膚 ほご はいせつぶつ も の保護・排泄物の漏 れ防止及び皮膚への そうぐみつちやくとう 装具密着等のため しよう に使用するもの)</p>	<p>き の う しやう ゆう ぼうこう機能障がい有す る 身体障がい者</p> <p>ちよくちやうきのうしやう ゆう 直腸機能障がい有する 身体障がい者</p>	<p>ひ ふ ほご はいせつ 皮膚の保護、排泄 ぶつ も ぼうし 物の漏れ防止、 ひ ふ そうぐ 皮膚への装具 みつちやくとう 密着等のために しよう 使用するもの</p> <p>ひ ふ ほご 皮膚の保護、 はいせつぶつ も ぼう 排泄物の漏れ防 止、皮膚への装具 みつちやくとう 密着等のために しよう 使用するもの</p>	11,640/ つき 月	—
				8,860/ つき 月	

しゅもく 種目	たいしょうしゃ 対象者	せいとう 性能等	きじゅんたんか 基準単価 （円）	たいよう 耐用 ねんすう 年数
かみ 紙おむつ	<p>こうど はいようまた はいべんきのう ・高度の排尿又は排便機能障がい を有する身体障がい者</p> <p>のうせい とう さいみまん はっしょう ・脳性まひ等3歳未満の発症 で脳原性運動機能障がい により排尿又は排便の意思 表示困難な者(3歳以上)</p> <p>さい しょうがっこうしゅうがく ・3歳から小学校就学の 始期に達するまでに障がい が発生し、寝たきり又は常時 失禁状態にあって、次のい ずれかに該当する者</p> <p>(1) 肢体不自由2級以上の 身体障がい者</p> <p>(2) 肢体不自由の身体 障害者手帳と重度の 療育手帳両方の交付 を受けた者</p>	はいせつぶつ も ぼうし 排泄物の漏れ防止 し、かつ、衛生的 であるもの	12,000/ つき 月	—
しゅうようき 収尿器	か しまた たいかんきのうしゅう 下肢又は体幹機能障がい1 級で高度の排尿機能障 がいを有する身体障がい者	さいようき ちくによぶくろ 採尿器と蓄尿袋 で構成し、尿の 逆流防止装置を つけるもの	8,500	ねん 1年
きょたくせいかつどうさほじょようぐ 居宅生活動作補助用具	か し たいかん も にゅうようじ 下肢、体幹若しくは乳幼児 期以前の非進行性脳病変に よる運動機能障がい(移動 機能障がいに限る。)を有す る3級以上の身体障がい者 (ただし、特殊便器への取替 えについては上肢障がい2 級以上の身体障がい者) 又は下肢若しくは体幹機能 に障がいを有する難病 患者等	て とりつ (1) 手すりの取付け だんさ かいしょう (2) 段差の解消 すべ ぼうしおよ (3) 滑り防止及び 移動の円滑化等 のための改修 ひ どう (4) 引き戸等への 扉の取替え ようしきべんきとう (5) 洋式便器等へ の便器の取替え	200,000	かい 1回のみ

## ⑤ 紙おむつの給付

65歳未満で、在宅の寝たきり又は常時失禁状態にある重度の障がいのある人に対し、紙おむつを給付します。

### 【対象者】

以下の全てに該当する人

- ・ 65歳未満の寝たきり又は常時失禁状態にある人
- ・ 肢体不自由の身体障害者手帳1級、2級の人又は療育手帳A級と肢体不自由の身体障害者手帳を併せ持つ人
- ・ 生活保護世帯又は市民税非課税世帯に属する人

### 【支給金額】

年額55,000円

【手続きの流れ】 ※購入前に、必ず福祉課へ相談してください。

- ①各障がい者手帳、マイナンバー制度に関するものを用意して、福祉課で申請してください。
- ②福祉課から申請者に、重度身体障害者(児)紙おむつ給付決定通知書及び重度身体障害者(児)紙おむつ給付券が送付されます。
- ③指定業者の中から業者を選び、給付券を提示して紙おむつをお受け取りください。基準額の範囲内であれば、自己負担はありません。

※65歳以上の人の紙おむつ給付制度については、橋本市役所いきいき健康課にお問い合わせください。

## \* 紙おむつ用ごみ袋の給付

紙おむつ使用者がいる世帯の経済的負担の軽減を図るため、紙おむつ用ごみ袋を年1回給付します。

### 【対象者】

- ・ 橋本市日常生活用具給付等事業により紙おむつの給付を受けた人
- ・ 橋本市重度身体障害者(児)紙おむつ給付等事業により紙おむつの給付を受けた人

⑥ 医療費の助成 ※手続きの際は、マイナンバー制度に関するものが必ず必要になります。

名 称 めい しょう	対象者 たいしょうしゃ	内 容 ない よう	問い合わせ先 と あい せき かわせ せん
重度心身障がい児(者) 医療費 じゅうどしんしんしょう がい児(者) いりょうひ 医療費	平成18年8月1日の制度改正により、65歳以上で新たに重度心身障がい者になった場合は、対象になりません。		福祉課 ふくしか
	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳1級、2級の人</li> <li>療育手帳A判定の人</li> <li>特別児童扶養手当1級の受給対象児</li> <li>精神障害者保健福祉手帳1級の人</li> </ul>	保険給付に伴う医療費の自己負担分について助成を受けられます。ただし、本人及び扶養義務者等の所得金額が限度額未満の場合に限りです。	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳3級の人 (入院のみ)</li> </ul>	入院時の保険給付に伴う医療費の自己負担分について助成を受けられます。ただし、市民税非課税または市民税(均等割)のみ課税世帯の人に限りです。	
後期高齢者 医療制度 こうきこうれいしゃ いりょうせいど 医療制度	原則75歳以上の人が被保険者(加入者)になりますが、下記の障がいのある場合、65歳以上75歳未満の人でも加入することができます。		保険年金課 ほけんねんきんか
	身体障害者手帳 しんたいしょうがいしゃてちょう	1～3級、4級 (下肢障がいの一部の人、音声・言語・そしゃく機能障がい)	
	療育手帳 りょういくてちょう	A1、A2、A	
	精神障害者保健福祉手帳 せいしんしょうがいしゃ ほけんふくしてちょう	1級、2級	
	障害基礎年金 しょうがいきそねんきん	1級、2級	
※ 現在加入している健康保険の一部負担金の割合や保険料等と比較検討し加入の申請をしてください。			



めい 名	しょう 称	たいしょうしゃ 対象者	ない 内 容	と 問い合 き わ せ 先
自立支援医療費 じりつしえんいりょうひ	こうせい 更生 いりょう 医療	しんたいしょうがいしゃでちよう こうふ 身体障害者手帳を交付され た18歳以上の人	していじりつしえんいりょうきかん 指定自立支援医療機関において、 しんたい しょう けいげんまた い じ 身体の障がいを軽減又は維持し、 にちじょうせいかつ ようい おこな 日常生活を容易にするために行わ れる手術等の医療費を助成制度で す。 げんそく いりょうひ わり じこふたん 原則、医療費の1割が自己負担と なりますが、要件によっては、毎月の じこふたんがく じょうげん もう 自己負担額に上限が設けられます。	ふくしか 福祉課
	いくせい 育成 いりょう 医療	さいみまん ひと 18歳未満の人	していじりつしえんいりょうきかん 指定自立支援医療機関において、 せいかつのうりよく かくとく おこな 生活能力を獲得するために行わ れる手術等の医療費を助成する せいど 制度です。	こそだ 子育て せだいほう 世代包 かつしえん 括支援 センター
	せいしん 精神 つういん 通院 いりょう 医療	とうごう しつちょうしょう せいしん きやう 統合失調症、精神作用 ぶつしつ きゅうせい ちゅうどくまた 物質による急性中毒又は いぞんしょう ちてきしょう その依存症、知的障がい、 せいしんびょうしつ た せいしんしつかん 精神病質その他の精神疾患 つういん けいぞくてき ちりょう を通院による継続的な治療を ひつよう ていど びょうじょう 必要とする程度の病状があ る人。 しょうさい してい じりつしえん 詳細は、指定自立支援 いりょうきかん しゅじい そうだん 医療機関の主治医にご相談く ださい。	してい じりつしえん いりょうきかん やっきよく 指定自立支援医療機関（薬局・ ほうもんかん ごじぎょうしゃ ふく 訪問看護事業者を含む。）において、 つういんとう せいしんいりょう いりょうひ 通院等による精神医療の医療費と やくざいひ じよせい せいど 薬剤費を助成する制度です。 げんそく いりょうひ わり じこふたん 原則、医療費の1割が自己負担と なりますが、要件によっては毎月の じこふたんがく じょうげん もう 自己負担額に上限が設けられます。	ふくしか 福祉課

てあて しょうがいねんきんとう  
⑦ 手当・障害年金等

とくべつしょうがいしゃてあて  
1. 特別障害者手当

きゅうていど しょう ちょうふく いちじる じゅうど しょう か き  
1 級程度の障がい重複するなどの著しく重度の障がいがある、下記のア～エま  
での1つに該当する在宅等で生活している20歳以上の人が対象になります。

かひょう きてい しんたい きのう しょう も びょうじょうまた せいしん しょう  
ア 下表①から⑦までに規定する身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい  
が2つ以上存するもの

かひょう きてい しんたい きのう しょう そんな とく じゅうど  
イ 下表③から⑤までに規定する身体の機能の障がい1つ存し、それが特に重度であるた  
め、日常生活動作能力の評価が極めて重度であると認められるもの

かひょう がいとう にちじょうせいかつのうりよく ひょうか きわ じゅうど  
ウ 下表の⑦に該当し、日常生活能力の評価が極めて重度であるもの

こうど ないぶしょう また た しつべい ゆう かた かひょう がいとう しょう  
エ 高度の内部障がい又はその他の疾病を有する方で、下表の⑥に該当する障がいがあり、  
かつ、絶対安静の方

つぎ かか しかくしょう  
① 次に掲げる視覚障がい

りょうがん しりよく い か  
イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの

いちがん しりよく た がん しりよく しゅうどべん い か  
ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの

がたしやけい そくてい けつか りょうがん しひょう しゅうへん し や  
ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野  
かくど わ どい か しひょう りょうがんちゅうしん し や かくど  
角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28  
度以下のもの

じどうしやけい そくてい けつか りょうがんかいほうしんにてんすう てん い か りょうがんちゅうしん  
ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心  
しやしんにてんすう てん い か  
視野視認点数が20点以下のもの

りょうみみ ちょうりよく いじょう  
② 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの

りょうじょうし きのう いちじる しょう ゆう また りょうじょうし ゆび か  
③ 両上肢の機能に著しい障がい有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの  
も若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障がい有するもの

りょうかし きのう いちじる しょう ゆう また りょうかし あしかんせつじょう か  
④ 両下肢の機能に著しい障がい有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの

たいかん きのう すわ でき ていどまた た あ でき ていど しょう  
⑤ 体幹の機能に座っていることが出来ない程度又は立ち上がることが出来ない程度の障  
がい有するもの

ぜんかくごう かか しんたい きのう しょう また ちょうき あんせい ひつよう  
⑥ 前各号に掲げるもののほかに、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とす  
る病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずるこ  
とを不能ならしめる程度のもの

せいしん しょう ぜんかくごう どうていどいじょう みと ていど  
⑦ 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

しんせいまどぐち はしもとしゃくしょふくしか  
【申請窓口】 橋本市役所福祉課

てつづ さい せいど かん ひつよう  
※手続きの際は、マイナンバー制度に関するものが必要になります。

しきゅうきんがく げつがく えん れいわ ねんど  
【支給金額】 月額 28,840円(令和6年度)

【支給期日】 原則として毎年 2月、5月、8月、11月

【支給制限】 本人又は家族の所得額が一定の限度額を超える場合は、手当の支給を停止します。また、施設入所（一部の施設を除く）、3ヶ月以上継続して医療機関等（老人保健施設を含む）に入院された場合も、資格喪失になります。

## 2. 障害児福祉手当

原則3歳以上20歳未満の在宅の重度の障がい児で下記の①から⑩までの一つに該当している人が対象になります。また、この手当とは別に特別児童扶養手当の申請も可能です。

- ① 両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの  
※上記以外にも、視力障がいと視野障がい重複していると、基準に該当する場合があります。
- ② 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別できない程度のも
- ③ 両上肢の機能に著しい障がい有するもの
- ④ 両上肢の全ての指を欠くもの
- ⑤ 両下肢の用を全く廃したもの
- ⑥ 両大腿を2分の1以上失ったもの
- ⑦ 体幹の機能に座っていることができない程度の障がい有するもの
- ⑧ 前各号に掲げるもののほかに、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも
- ⑨ 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のも
- ⑩ 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも

【申請窓口】 橋本市役所福祉課

※手続きの際は、マイナンバー制度に関するものが必要になります。

【支給金額】 月額15,690円（令和6年度）

【支給期日】 原則として毎年 2月、5月、8月、11月

【支給制限】 本人又は家族の所得額が一定の限度額を超える場合は、手当の支給を停止します。また、施設入所（一部の施設を除く）された場合も、資格喪失になります。

（3ヶ月以上継続して医療機関等に入院された場合も対象。）

### 3. 特別児童扶養手当

20歳未満で身体や知的または精神に中程度以上の障がい、もしくは長期にわたる安静を必要とする病状にある児童を監護している父または母、もしくは父母に代わって児童を養育し、主として対象児童の生計を維持している人に対して支給されます。また、この手当とは別に、障害児福祉手当の申請も行えます。

・手当額 1級 月額55,350円 (令和6年度)

・手当額 2級 月額36,860円 (令和6年度)

※手続きについては、橋本市役所こども課にお問い合わせください。

### 4. 障害基礎年金

#### 【等級・額】

昭和31年4月1日以前生まれの方

・1級 (年額) 1,017,125円 (令和6年度)

・2級 (年額) 813,700円 (令和6年度)

昭和31年4月2日以降生まれの方

・1級 (年額) 1,020,000円 (令和6年度)

・2級 (年額) 816,000円 (令和6年度)

※障害基礎年金の障がい等級と各障がい者手帳の等級は、基準が異なります。

#### 【障害基礎年金の受給要件】

・国民年金に加入している間に初診日がある病気やけがで一定の障がいが残ったとき

・国民年金に加入して60歳以上65歳未満の間に病気やけがで一定の障がいが残ったとき (国内に住んでいる方のみ)

・20歳前に初診日があり、その後一定の障がいが残ったとき。

※障害年金の請求は、国民年金に加入している期間や初診日、保険料の納付要件があります。

#### 【問い合わせ先】

橋本市役所保険年金課：橋本市役所 本庁舎1階②

和歌山 東 年金事務所：和歌山市太田3丁目3-9

電話番号073-474-1813 (お客様相談室)

FAX 073-474-2838

## 5. 障害者扶養共済制度

障がいのある人を扶養している保護者等が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のことがあったとき、障がいのある人に終身一定額の年金が支給されます。

障がいのある方一人につき、2口まで加入できます。

<p>加入できる 保護者等の要件</p>	<p>(1) 和歌山県内に住所があること (2) 年齢が65歳未満であること（毎年4月1日現在） (3) 特別の疾病又は障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること (4) 障がいのある方一人に対して、加入できる保護者は一人であること</p>														
<p>障がいのある 人の範囲</p>	<p>(1) 知的障がい (2) 1～3級の身体障がい (3) 精神又は身体に永続的な障がいのある人（精神疾患、脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）で、(1)又は(2)と同程度と認められるもの</p>														
<p>掛金月額 (平成20年 4月1日以降 の加入者)</p>	<p>1口につき、1ヶ月の掛金は次のとおりです。 加入するときの年齢</p> <table border="1" data-bbox="419 1164 1323 1556"> <tr> <td>35歳未満</td> <td>9,300円</td> </tr> <tr> <td>35～39歳</td> <td>11,400円</td> </tr> <tr> <td>40～44歳</td> <td>14,300円</td> </tr> <tr> <td>45～49歳</td> <td>17,300円</td> </tr> <tr> <td>50～54歳</td> <td>18,800円</td> </tr> <tr> <td>55～59歳</td> <td>20,700円</td> </tr> <tr> <td>60～64歳</td> <td>23,300円</td> </tr> </table>	35歳未満	9,300円	35～39歳	11,400円	40～44歳	14,300円	45～49歳	17,300円	50～54歳	18,800円	55～59歳	20,700円	60～64歳	23,300円
35歳未満	9,300円														
35～39歳	11,400円														
40～44歳	14,300円														
45～49歳	17,300円														
50～54歳	18,800円														
55～59歳	20,700円														
60～64歳	23,300円														
<p>年金の支給</p>	<p>加入者が死亡、または重度障がい（内部障がい者を除く。）と認められたときは、年金（一口につき、月額20,000円）が支給されます。</p>														
<p>加入の手続き</p>	<p>加入等申込書、加入者・障がい者・年金管理者の住民票、加入申込者告知書、障がい者の障がい証明書及び年金管理者指定届書を提出してください。</p>														
<p>申し込み窓口</p>	<p>はしもとしゃくしょふくしか 橋本市役所福祉課</p>														

## ⑧ 割引・助成等

### 1. 重度身体障害者住宅改造助成事業

重度身体障がい者が住み慣れた地域で自立し安心して生活ができるよう、日常生活の基礎となる住宅の改造に係る経費を助成します。但し、借家の場合は所有者の承諾を得なければなりません。

対象者	市内に居住する身体障害者手帳1級、2級の在宅重度身体障がい児(者)で、世帯全員が対象となる年度の所得税が非課税である世帯に属する人	
対象経費	トイレ、浴室、廊下、玄関、台所の改造に要する経費 ※ただし、介護保険支給額または日常生活用具住宅改修費給付額を控除	
助成金額	生活保護世帯	対象経費全額 ※ただし、60万円を限度とします。
	その他の世帯	対象経費の4分の3 ※ただし、45万円を限度とします。

※手続きの際は、マイナンバー制度に関するものが必要になります。

### 2. 市内公共施設の減免制度

市では、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人又はその介護者と利用する場合を対象に、次の有料施設(一部を抜粋)の利用料を全額又は一部免除しています。

ご利用の際に各窓口でお問い合わせください。

- ・サカイキャニングスポーツパーク【橋本市運動公園】(プール、テニスコート、多目的グラウンド、郷土の森学習体験棟)
- ・神野々緑地 (キャンプ場、芝生広場)
- ・住吉運動公園 (多目的広場、テニスコート)
- ・橋本市サカイキャニング温水プール(レインボー)【橋本市温水プール】 一部免除

### 3. 市営自転車等駐輪場の減免制度

市では、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人を対象に、次の有料駐輪場使用料の5割に相当する金額を免除しています。

詳しくは、管理事務所窓口でお問い合わせください。

橋本林間田園都市駅駐輪場(橋本市橋谷999番地)

## 4. 旅客運賃の割引

身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けた人には、公共交通機関利用に際して、旅客運賃の割引があります。下表の第1種、第2種の区別はそれらの手帳の写真下部辺りに表示されております。なお、精神障害者保健福祉手帳には第1種、第2種の区別はありません。

### (1) 福祉タクシー利用券の交付

身体障害者手帳1級、2級、療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた18歳以上の人、各障がい者手帳の交付を受けた18歳未満の人を対象に、「福祉タクシー利用券」を交付しています。ただし、施設入所者は対象外になります。

タクシー利用1回につき、基本料金相当額を助成します。利用回数は、その年度の内25回を限度とします。手続きは、各障がい者手帳を用意して、福祉課で申請してください。

### (2) タクシー運賃の割引

タクシー運賃の支払いの際に、身体障害者手帳または療育手帳を提示した場合、その運賃が1割引になります。

割引の内容が異なる場合がありますので、乗車するタクシー事業所にお問い合わせください。

### (3) バス運賃の割引

身体障害者手帳、又は療育手帳の交付を受けた人がその手帳を提示して乗車すると、普通乗車券が5割引、定期乗車券が3割引になります。

なお、身体障害者手帳又は療育手帳の第1種の交付を受けた人については、その介護者も同様に割引されます。

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人については、割引を実施していない事業者や割引の内容が異なる場合がありますので、乗車するバス事業者にお問い合わせください。

### (4) 橋本市コミュニティバス・デマンドタクシーの運賃の減免

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人が、降車の際、その手帳を乗務員に提示された場合は、一乗車あたりの運賃が半額免除されます。

なお、第1種の身体障害者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人は、その介護者も半額免除されます。詳細は、地域振興室にお問い合わせください。

### (5) 航空旅客運賃（国内線のみ）の割引

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人及び



かいごしや うんちん わりびき  
 介護者への運賃の割引がありますので、とうじょう こうくうかいしや と あ  
 搭乗する航空会社にお問い合わせください。

(6) 乗船運賃の割引

じょうせん せんぱくがいしや と あ  
 乗船する船舶会社にお問い合わせください。

(7) 鉄道事業者の電車運賃の割引

てつどうじぎょうしや でんしやうんちん わりびき  
 ※鉄道事業者によって実施の有無・内容が異なる場合があります。

しゅべつ 種別		じょうしや 乗車 けん 券	わりびきないよう 割引内容		わりびき 割引 わりあい 割合	
だい 第1種	たんどく 単独で じょうしや 乗車	ふつう 普通	かたみち 片道100kmをこえるとき		わり 5割	
		かいすう 回数	×		×	
		きゅうこう 急行	×		×	
		ていき 定期	×		×	
	かいごしや 介護者と とも じょうしや 共に乗車	ふつう 普通	しょうしや かいごしや きょり 障がい者・介護者とも (距離にかかわらず)		わり 5割	
		かいすう 回数	しょうしや かいごしや きょり 障がい者・介護者とも (距離にかかわらず)		わり 5割	
		きゅうこう 急行	しょうしや かいごしや きょり 障がい者・介護者とも (距離にかかわらず) ※ただし、特別急行券は除く		わり 5割	
		ていき 定期	さいみまん 12歳未満	しょうしや 障がい者	×	わり 5割
				かいごしや 介護者	つうきんていきじょうしやけん はつばい 通勤定期乗車券を発売	
			さいいじょう 12歳以上	しょうしや 障がい者	つうきんていきじょうしやけん はつばい 通勤定期乗車券を発売	
かいごしや 介護者	×					
だい 第2種	たんどく 単独で じょうしや 乗車	ふつう 普通	かたみち 片道100kmをこえるとき		わり 5割	
		かいすう 回数	×		×	
		きゅうこう 急行	×		×	
		ていき 定期	×		×	
	かいごしや 介護者と とも じょうしや 共に乗車	ふつう 普通	×		×	
		かいすう 回数	×		×	
		きゅうこう 急行	×		×	
		ていき 定期	さいみまん 12歳未満	しょうしや 障がい者	×	×
				かいごしや 介護者	つうきんていきじょうしやけん はつばい 通勤定期乗車券を発売	わり 5割
			さいいじょう 12歳以上	しょうしや 障がい者	×	×
かいごしや 介護者	×		×			

てつどうじぎょうしや わりびき じつじょう うむ ないよう こと はあい  
 ※鉄道事業者によって、割引の実施の有無、その内容が異なる場合がありますので、詳しく  
 じょうしや てつどう じぎょうしや と あわ  
 は乗車する鉄道事業者にお問い合わせください。

5. 有料道路における障害者割引制度

<p>対象となる要件</p>	<p>① 身体障害者手帳の交付を受けている人が運転する場合</p> <p>② 身体障害者手帳・療育手帳第1種の交付を受けている人が同乗し、本人以外の人が運転する場合</p>
<p>割引額</p>	<p>通常料金の半額</p>
<p>対象にならない自動車</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車検査証等の「自家用・事業用の別／適否」欄に「事業用」と記載されているもの</li> <li>営業活動のため使用しているもの</li> <li>割賦購入または長期リースにより自動車を利用している場合以外であって、自動車検査証等の「所有者の氏名又は名称」欄又は「使用者の氏名又は名称」欄に法人名が記載されているもの</li> <li>法人名義の自動車を個人的に利用しているもの</li> <li>軽トラックなど ※詳細は問合せ先へ</li> </ul>
<p>問合せ先</p>	<p>有料道路ETC割引登録係（受付時間 平日9時～17時）</p> <p>電話 045-477-1233 FAX 045-474-1110</p>
<p>手続き</p>	<p>有料道路障害者割引制度のサイトまたは福祉課で手続き</p> <p>1. オンライン申請受付サイト</p> <p><a href="https://www.expressway-discount.jp">https://www.expressway-discount.jp</a></p> <p>2. 福祉課で手続きの場合、下記のものを持参ください。</p> <p>① 身体障害者手帳又は療育手帳</p> <p>② 自動車検査証（車を保有していない方に限り「自動車登録なし」の登録が可能。ただしETCの登録は不可）</p> <p>③ 運転免許証（障がい者手帳が交付されている人が運転される場合のみ）</p> <p>④ ETCをご利用の場合は、障がい者本人名義のETCカード、ETC車載器の管理番号が確認できるもの（ETC車載器セットアップ申込書等）</p> <p>手帳に割引を証するシールを貼り、割引の有効期間を設定します。</p> <p>ETCがない場合は、料金所で手帳を提示し割引を受けてください。</p> <p>福祉課から有効期間の終了に伴うお知らせはありませんので、ご注意ください。</p>

## 6. 自動車運転免許取得助成事業

4級以上の身体障害者手帳の交付を受けた人が、普通自動車運転免許を取得するのに必要な費用の一部を助成することにより、身体障がい者の社会参加を促進することを目的とします。なお、当該年度ごとに助成者数に限度があります。詳細は、福祉課までお問い合わせください。

## 7. 自動車改造助成事業

重度身体障がい者(2級以上の上肢、下肢又は体幹機能障がい者)が自ら所有し運転する車の改造に対し助成金を交付し、重度身体障がい者の社会参加を促進することを目的とします。改造費用助成額は改造に要した費用とします。ただし、その額が10万円を超える時は10万円を限度とします。過去に助成を受けた場合、6年以上経過している必要がありますが、改造した車が事故等により廃車した場合はこの限りではありません。

また、所得制限があり、改造完了日から1年以内に申請する必要がありますので、詳細は福祉課までお問い合わせください。

## 8. 身体障害者標識(四つ葉のマーク)

この標識は、大型自動車免許又は普通自動車免許を受けた人で肢体不自由であること理由にその免許に条件を付されている人が、自動車を運転する場合において、その障がい自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときに、表示するものです。

### 【問い合わせ(取次)先・購入先】

わかやまけんこうつうあんぜんきょうかいはしもとしぶ はしもとけいさつしよない  
和歌山県交通安全協会橋本支部(橋本警察署内)

でんわばんごう  
電話番号0736-33-0001

わかやまけんこうつうあんぜんきょうかい しぶ けいさつしよない  
和歌山県交通安全協会かつらぎ支部(かつらぎ警察署内)

でんわばんごう  
電話番号0736-23-2225

ほか 自動車用品店、ホームセンター等でも購入できます。



## 9. 和歌山県障害者等用駐車区画利用証

公共施設や商業施設、飲食店、病院等が、県に登録障害者等用駐車区画として届出た場所に駐車する場合は、県が発行する

「和歌山県障害者等用駐車区画利用証」又は次の10.「駐車禁止除外指定車標章」を掲示することとなっています。



（県内の対象施設は、県のホームページでご覧いただけます。）

【問い合わせ先】

伊都振興局健康福祉部（橋本保健所）総務福祉課

電話番号：0736-42-0491

FAX：0736-42-5468

10. 駐車禁止除外指定車標章

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、下記の障がい種別、程度に該当する人は、申請により「駐車禁止除外指定車標章」の交付を受けることができます。原則として、対象者本人による申請が必要です。

障がいの種別		障がいの程度
身体障がい（身体障害者手帳）	視覚障がい	1～3級、4級の1
	聴覚障がい	2級、3級
	平衡機能障がい	3級
	上肢機能障がい	1級、2級の1、2級の2
	下肢機能障がい	1～4級
	体幹機能障がい	1～3級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	1級、2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
	移動機能	1～4級
	心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう・直腸・肝臓機能障がい	1～3級
	免疫機能障がい	1～3級
知的障がい（療育手帳）	A1、A2、A	
精神障がい（精神障害者保健福祉手帳）	1級	

【手続きに必要なもの】

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

【問い合わせ先】

橋本警察署 交通課 電話番号0736-33-0110

かつらぎ警察署 交通課 電話番号0736-22-0110

11. NHK (日本放送協会) 放送受信料の減免

免除基準	免除の種類	
視覚障がい者、聴覚障がい者 (1～6級) 重度の身体障がい者 (1級、2級) 重度の知的障がい者 (A1、A2、A) 重度の精神障がい者 (1級)	が住民基本台帳法にいう 世帯主であって、放送受信 の契約主である場合	はんがくめんじよ 半額免除
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	の交付を受けた人と生計を 一にする人全員が市民税 非課税の場合	ぜんがくめんじよ 全額免除

減免の額、対象の放送種類等については、NHK和歌山放送局にお問い合わせください。

【必要なもの】

- ① 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ② 認印 (朱肉を使用するもの)

【手続きの流れ】

- ① 対象の要件を福祉課で確認します。
- ② 対象になる場合は、橋本市福祉事務所長が、放送受信料免除申請書に免除基準に該当することを証明します。
- ③ その証明された申請書をNHK和歌山放送局に送付してください。

【問い合わせ先】 NHK和歌山放送局営業部：電話番号 073-426-7000

12. 青い鳥郵便葉書

身体障害者手帳1級、2級、療育手帳A1、A2、Aの方に通常郵便葉書を一人につき20枚無償で交付されます。  
 受付期間がありますので、お近くの郵便局にお問い合わせください。

13. 点字郵便物

点字郵便物、点字小包、障がい者用小包、定期発行物の第三種郵便認可がありますので、お近くの郵便局で問い合わせください。

#### 14. 携帯電話基本使用料等の割引

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人が対象になります。割引の内容については、各携帯電話取扱店にお問い合わせください。

#### 15. NTT西日本の無料番号案内（ふれあい案内）

視覚障がい1～6級又は肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）1級、2級の身体障害者手帳の交付を受けた人、療育手帳の交付を受けた人又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人が、NTT西日本に登録することによって、無料で電話番号の案内を受けることができます。登録の内容や方法については、次のところにお問い合わせください。

問い合わせ先：0120-104174（フリーダイヤル全国共通）

受付時間：午前9時から午後5時まで

※ただし、土曜、日曜、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除きます。（携帯電話、PHSからもつながります。）

#### 16. ヘルプマークの交付

和歌山県では、義足を使用している人、内部障がいや難病の人など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からないが援助や配慮が必要な人に、ヘルプマークを交付しています。



#### 【問い合わせ先】

伊都振興局健康福祉部（橋本保健所）総務福祉課

電話番号：0736-42-3210（代表）

FAX：0736-42-5468

#### 17. 自動車事故対策機構による介護料支給

自動車事故を原因として「脳」、「脊髄」または「胸腹部臓器」に重度の後遺障がいを持つため、日常生活動作について「常時」または「随時」の介護が必要となった方に、「独立行政法人自動車事故対策機構（NASSVA）」から介護料が支給されます。

※介護料支給額（月額）36,500～211,530円

かいごりょう しきゅうたいしょう ひよう  
・介護料の支給対象となる費用

かいごようひん こうにゆうとう  
介護用品の購入等

しきゅう せいげん  
・支給の制限

(1) つぎのようなしえんうかたしきゅうたいしょう  
次のような支援を受けている方は、支給の対象になりません。

① りょうごしせつとうにゆういんかた  
NASVA療護施設等に入院している方

② たほうれいもとしせつにゆうしょかた  
他法令に基づく施設に入所している方

③ たほうれいかいごりょうそうとうきゅうふうかたとう  
他法令による介護料相当の給付を受けている方等

(2) しゅせいけいいじしゃねんかんごうけいしょとくきんがく  
主たる生計維持者の年間の合計所得金額が1000万円を超えると認められる

とき

しきゅうたいしょうかたくわしきゅうようけん つぎとあさきかくにん  
・支給対象となる方および詳しい支給要件は、次の問い合わせ先にご確認ください。

とあさき  
【問い合わせ先】

どくりつぎょうせいほうじんじどうしゃじこたいさくきこう わかやまししょ  
独立行政法人自動車事故対策機構 和歌山支所

でんわばんごう  
電話番号：073-431-7337

## ⑨ 税の減免について

### 1. 住民税等の軽減

所得税、住民税等の軽減措置があります。詳しくは各税務担当部署にお問い合わせください。

しゅるい 種類	ないようとう 内容等	たいしょうしゃ 対象者
住民税	障がい者控除 26万円 特別障がい者控除 30万円 同居特別障がい者の特別障がい者控除の 加算額 23万円	一般障がい者
所得税	障がい者控除 27万円 特別障がい者控除 40万円 同居特別障がい者の特別障がい者控除の 加算額 35万円	身体障害者手帳3～6級 療育手帳B1、B2、B 精神障害者保健福祉手帳 2級、3級
相続税	法定相続人である障がい者の相続税額から、 85歳に達するまでの年数に10万円（特別 障がい者の場合20万円）を乗じた額を控除	特別障がい者 身体障害者手帳1級、2級 療育手帳A1、A2、A 精神障害者保健福祉手帳1級
贈与税	家族等が手帳所持者へ財産贈与をするにあたり 信託銀行等と「特定障害者扶養信託契約」を結 ぶと贈与税のうち3千万円（特別障がい者の 場合6千万円）まで非課税	

#### 【問い合わせ先】

##### ・住民税

橋本市役所税務課市民税係

電話番号0736-33-6212

##### ・所得税・相続税・贈与税

粉河税務署（紀の川市粉河807）

電話番号0736-73-3301

### 2. ゴルフ場利用税の免除

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人が、ゴルフ場受付窓口で手帳を提示すればゴルフ場利用税が免除されます。

【問い合わせ先】 紀北県税事務所 岩出市高塚209 電話番号0736-63-0100



### 3. 自動車税・軽自動車税の減免

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人で、次ページの減免対象者の範囲に該当する場合は、各税務担当部署にお問い合わせください。

自動車の所有者や取得者、運転者、自動車税(種別割)・軽自動車税(種別割)の賦課期日等の要件により、減免されない場合があります。

各手帳の交付のみをもって、減免にはなりませんので、必ず各税務担当部署にお問い合わせください。

しょうがい の 区分		げんめんたいしょうしゃ の 範囲	
		しょうがい者手帳を交付された人が運転する場合	しょうがい者と生計を一にする人が運転する場合
身体障害者手帳	視覚しょうがい	1～3級、4級の1	1～3級、4級の1
	聴覚しょうがい	2級、3級	2級、3級
	へいこうきのうしょう 平衡機能しょうがい	3級	3級
	おんせいきのうしょう 音声機能しょうがい	3級 (喉頭摘出による音声機能しょうがいがある場合に限る。)	該当せず
	じょうしふじゆう 上肢不自由	1級、2級	1級、2級の1、2級の2
	か し ふ じゆう 下肢不自由	1～6級	1～3級
	たいかんふじゆう 体幹不自由	1～3級、5級	1～3級
	にゅうようじき い ぜん 乳幼児期以前の上肢機能	1級、2級	1級、2級 (一上肢のみにしょうがいがある場合を除く。)
	びょうへん による 運 移動	1～6級	1～3級
	しんぞう 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・しょうちよう 小腸・かんぞう 肝臓・ひと免疫不全ウイルスによる免疫機能しょうがい	1～3級	1～3級

<p style="text-align: center;">げんめんたいしょうしゃ 【<b>減免対象者</b> の範囲】</p> <p>しょう くのぶん 障がいの区分</p>	<p>しょう しゃてちよう こうふ ・障がい者手帳を交付 された人が運転する ばあい 場合</p>	<p>しょう しゃ せいけい いつ ひと ・障がい者と生計を一にする人が 運転するばあい 場合 しょう しゃ こうせい ・障がい者のみで構成されている せたい しょう しゃ じょうじかいご 世帯の障がい者を、常時介護す る人が運転するばあい せたい 場合（世帯 こうせいいん か き どうていど しょう 構成員も下記と同程度の障がい があるばあい 場合）</p>
<p>りょういくてちよう 療育手帳</p>	<p>じゅうど 重度（A1、A2、A）</p>	<p>じゅうど 重度（A1、A2、A）</p>
<p>せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちよう 精神障害者保健福祉手帳</p>	<p>きゅう 1級</p>	<p>きゅう 1級</p>

注1：自動車じどうしゃの所有者しよゆうしゃや取得者しゅとくしゃ、運転者うんてんしゃ、自動車税じどうしゃぜい（種別割）しゅべつわり・軽自動車税けいじどうしゃぜい（種別割）しゅべつわりの賦課期日ふ かきじつ等の要件とう ようけんにより、減免げんめんされない場合ばあいがあります。

注2：各手帳かくてちようの交付こうふのみをもって、減免げんめんにはなりませんので、必ず各税務担当部署かなら かくぜいむたんとうぶしょにお問い合わせと あしてください。

【**問い合わせ先**】

※**軽自動車（種別割）**けいじどうしゃ しゅべつわりが対象たいしょうとなる場合ばあい  
橋本市役所税務課はしもとしやくしよぜいむか  
電話番号 0736-33-6212でんわばんごう

※**軽自動車（種別割）以外**けいじどうしゃ しゅべつわり いがいが対象たいしょうとなる場合ばあい  
紀北県税事務所（岩出市高塚209）きほくけんぜいじむしょ いわでしかつか  
電話番号 0736-63-0100でんわばんごう  
伊都総合庁舎総務県民課（橋本市市脇四丁目5-8）いと そうごうちようしゃ そうむけんみんか はしもとしいわきよんちようめ  
電話番号 0736-34-1700でんわばんごう

## ⑩ 日常生活・社会活動の充実のために

### 1. 障害福祉サービス等<sup>しょうがいふくし</sup>の利用<sup>じぎょうとう</sup>

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス、計画相談支援、地域相談支援があります。

- 障害福祉サービスとは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練（生活訓練・機能訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、B型、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助をいいます。
- 計画相談支援とは、サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいいます。
- 地域相談支援とは、地域移行支援及び地域定着支援をいいます。

児童福祉法による障害児通所支援及び障害児相談支援があります。

- 障害児通所支援とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援をいいます。
- 障害児相談支援とは、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助をいいます。

利用対象者は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳若しくは自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けた人、特定医療費（指定難病）受給者証、医師の診断書又は児童相談所等の意見書等の交付を受けた人になります。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業があります。

地域生活支援事業による相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、日中一時支援事業、重度身体障害者（児）紙おむつ給付事業、自動車運転免許取得・改造助成事業、交流促進事業等があります。

利用対象者は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人等になります。

詳細は、福祉課にお問い合わせください。

※手続きの際は、マイナンバー制度に関するものが必要になります。

※介護保険の要介護認定を受けている人は、介護保険制度でのサービス利用となります。

### 2. 災害時要配慮者登録制度

災害時に自力で避難することが困難な人を地域全体で把握するための制度です。要配慮者本人や家族などの申請に基づき、市が支援の必要な人の名簿を作成し、区や自治会、

市の関係各課、社会福祉協議会、民生・児童委員などと共有することで、災害時における安否確認などの支援に備えます。

身体障害者手帳1級、2級または下肢、体幹、移動機能障害3級の人、療育手帳A1、A2、Aの人、精神障害者保健福祉手帳1級、2級の人、その他支援が必要と思われる人が対象となります。

【登録窓口】 障がい者手帳の交付を受けている人：福祉課  
上記以外の人：いきいき健康課

### 3. 意思疎通支援者の派遣

聴覚・言語機能障がい者の意思疎通の円滑化を図り、社会活動への積極的な参加と自立を促進するために、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者、要約筆記奉仕員を派遣します。また、貸出タブレット等を活用し、遠隔で意思疎通を支援するサービスも実施しています。詳細は、福祉課にお問い合わせください。

### 4. FAX・携帯電話・スマートフォンによる119緊急通報

聴覚や発話に障がいがある人が、電話の代わりにFAXや携帯電話・スマートフォンのメール・インターネットアプリを通じて、緊急通報できるシステムがあります。まず、福祉課にお問い合わせいただき、橋本消防署で登録手続きをすることになります。

### 5. 障がいのある方のいきいきルーム利用

障がいのある方を対象にした、いきいきルーム利用制度です。毎月第4金曜日（祝日は休み）午前9時00分～11時00分。定員15名。利用料200円。なお、当日の体調等により利用制限があります。問い合わせ、申し込みは福祉課へご連絡ください。

### 6. 郵便等による不在者投票

身体障害者手帳の交付を受けている人で障がい名や等級によって、郵便等による不在者投票ができますので、選挙管理委員会にお問い合わせください。

### 7. 貸付金

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人の属する世帯に対して、各種資金の貸付があります。

【問い合わせ先】 橋本市社会福祉協議会 橋本市東家一丁目3番1号（橋本市保健福祉センター内）  
電話番号 0736-33-0294  
FAX 0736-33-4377

⑪ 公的機関・事業所等一覧

	名称	電話番号	所在地
公的機関等	ハローワーク橋本	0736-33-8609	東家五丁目2番2号
	橋本保健所	0736-42-3210	高野口町名古屋927番地
	橋本市消防本部(消防署)	0736-33-0119	東家六丁目2番1号
	伊都消防組合消防本部(消防署)	0736-22-0119	かつらぎ町妙寺126番地の12
	伊都地方休日急患診療所	0736-33-1903	東家一丁目3番1号
	伊都地方休日急患歯科診療所	0736-33-1905	東家一丁目3番1号
	橋本警察署	0736-33-0110	市脇四丁目2番2号
	かつらぎ警察署	0736-22-0110	かつらぎ町中飯降1150番地の1
	和歌山県障害児者サポートセンター	073-445-5311	和歌山市毛見1437番地の218
	和歌山県精神保健福祉センター	073-435-5194	和歌山市手平二丁目1番2号
	和歌山県福祉サービス運営適正化委員会	073-435-5527	和歌山市手平二丁目1番2号
	和歌山県ひきこもり地域支援センター	073-435-5194	和歌山市手平二丁目1番2号
	和歌山県成年後見支援センター	073-435-5248	和歌山市手平2丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階
	和歌山県発達障害者支援センター ポラリス	073-413-3200	和歌山市今福3丁目5番41号 愛徳医療福祉センター内
	和歌山県難病・子ども保健相談支援センター	073-445-0520	和歌山市紀三井寺811番地の1 和歌山県立医科大学附属病院3階
	橋本・伊都障がい者相談支援センター	0736-33-1910	東家一丁目3番1号 (橋本市保健福祉センター1階)
	若者サポートステーション With You きのかわ	0736-33-2900	市脇一丁目1番6号 JA橋本支店ビル2F
	伊都障がい者就業・生活支援センター	0736-33-1913	東家一丁目3番1号 (橋本市保健福祉センター1階)
	社会福祉法人 橋本市社会福祉協議会	0736-33-0294	東家一丁目3番1号 (橋本市保健福祉センター2階)
	障がい者団体	橋本市身体障害者連盟	0736-33-0294
橋本市障害児者父母の会		0736-33-0294	東家一丁目3番1号 (事務局：橋本市社会福祉協議会内)
障がい児・者歯科	和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター	073-435-5190	和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛1階
	南大阪小児リハビリテーション病院 障がい児歯科	06-6699-8731	大阪市東住吉区山坂5丁目11番21号

## 【計画相談・児童相談支援事業所一覧】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス又は児童福祉法に基づく児童通所支援等、各種サービスを利用申請する際には、下記事業所の作成する「サービス等利用計画案」又は「障害児支援利用計画案」が必要となります。

※ 本市をサービス提供地域としている相談支援事業所をまとめたものです。  
 詳細については、各事業所にお問い合わせください。なお、営業日・営業時間等により、連絡が付かない場合もございますので、その際は日時を改めてください。

おんじゅん  
(50音順)

	名称	じょうだん (上段) 電話番号 (下段) FAX	所在地
1	相談支援センターむくのき	0736-26-7741	〒649-7203
		0736-43-2415	高野口町名古屋724番地
2	伊都・那賀圏域障害児者相談支援事業所 れん	0736-25-6580	〒649-7205
		0736-44-3861	高野口町名倉1017-1
3	障害者地域生活相談支援センター リハビリ橋本	0736-37-5800	〒648-0091
		0736-37-5801	はしらもと 柱本22
4	障がい者地域生活相談センター	0736-32-3813	〒648-0074
		0736-32-3813	の野560-6-2-9202
5	ふれあい工房相談支援センター	0736-32-7002	〒648-0071
		0736-32-7002	おほらだ ばん 小原田127番
6	相談支援センターゆうゆう	0736-20-1554	〒648-0072
		0736-54-3028	とうげ 東家790-5
7	つくしんぼ相談支援室	0736-42-0100	〒649-7207
		0736-43-0200	こうやぐちちやう おおの 高野口町大野74-1
8	はしもと市立たんぼぼ園	0736-20-6515	〒648-0091
		0736-20-6515	はしらもと 柱本66-1
9	相談支援センター莉～まつり～	0736-20-4325	〒348-7206
		0736-20-4878	こうやぐちちやう むこうじま 高野口町向島98-27
10	相談支援センターテラスワン	0736-39-0777	〒648-0043
		0736-39-0771	かむろ 学文路136-1
11	相談支援センターさくら	080-3445-0961	〒648-0072
		0736-32-5015	とうげ 東家6-1-5-202
12	相談支援センター サニー	0736-43-1546	〒649-7202
		0736-43-1541	こうやぐちちやう ふしはら 高野口町伏原243-1
13	暮らし応援センターシアフル	0736-22-3281	〒649-7174
		0736-23-3811	いとぐん 伊都郡かつらぎ町 ちやう さや 佐野847-4
14	障害児・者相談支援事業所さんじ	0736-20-2609	〒649-7133
		0736-20-6677	いとぐん 伊都郡かつらぎ町 ちやう みたに 三谷1620-4
15	なご相談支援ネットワーク	072-477-9445	〒598-0021
		072-477-9445	おおさかふ いずみきのし ひねの 大阪府泉佐野市日根野542

このしおりは、<sup>しょう</sup>障<sup>ふくしせいど</sup>がい福祉制度の<sup>がいよう</sup>概要となりますので、そ  
れぞれの<sup>しょうさい</sup>詳細については、<sup>かくかんけいきかん</sup>各関係機関<sup>とあ</sup>にお問い合わせ<sup>あ</sup>ください。  
い。

<sup>へんしゅう</sup>編集・<sup>はっこう</sup>発行：<sup>はしもとし</sup>橋本市 <sup>けんこうふくしぶ</sup>健康福祉部 <sup>ふくしか</sup>福祉課  
<sup>はしもとしほけんふくし</sup>(橋本市保健福祉センター内)<sup>ない</sup>

〒648-8585

<sup>はしもとしとうげいっちょうめ</sup>橋本市東家一丁目1番1号 <sup>ばん</sup> <sup>ごう</sup>

<sup>でん</sup>電話 <sup>わ</sup> 0736-33-3708 <sup>ちよくつう</sup>(直通)

FAX 0736-32-2515

<sup>でんし</sup>電子メール [fukusi@city.hashimoto.lg.jp](mailto:fukusi@city.hashimoto.lg.jp)

<sup>ぎょうむじかん</sup>業務時間：<sup>ごぜん</sup>午前8時30分<sup>ぶん</sup>から<sup>ごご</sup>午後5時<sup>じ</sup>15分<sup>ぶん</sup>まで

<sup>ど</sup>土・<sup>にち</sup>日・<sup>しゅくじつ</sup>祝日<sup>がっ</sup>および<sup>にち</sup>12月29日<sup>がっ</sup>から<sup>にち</sup>1月3日<sup>のぞ</sup>を除く。

